

高齢者支援課

1. 平成31年度生産性向上事業（パイロット事業）について

2040年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が継続すると見込まれることから、介護施設において、①人手不足にも介護サービスの質を落とすことなく対応する運営モデル、②ICT・ロボットの活用、③介護業界のイメージ改善と人材の確保といった課題に対応するため、関係団体と厚労省で介護現場革新会議を開催し、本年3月に大まかな方向性を取りまとめたところである。

平成31年度生産性向上事業においては、介護現場革新会議での取りまとめや平成30年度生産性向上事業における「業務改善の手引き」を踏まえ、都道府県又は政令市等を単位として全国数ヵ所でパイロット事業を実施し、全国展開につなげていく予定としているが、それ以外の各自治体においても介護現場革新会議における取りまとめ及び平成30年度生産性向上事業におけるガイドラインをご参考としていただき、管内関係団体と一体となって、積極的に介護現場の業務効率化や介護業界のイメージ改善などに取り組んでいただきたい。

今後の「介護現場革新プラン」の進め方について

第1ステージ：全国レベルでの方向性の整理（平成30年度）

第1回

12月11日

介護現場革新会議 顔合わせ・キックオフ

老施協・全老健・日本医師会・GH協・日慢協の各団体と厚労省で検討の大まかな方向性を議論

<具体的な検討テーマ>

- 1 業務仕分け・ロボット・ICT・元気高齢者活用の三位一体型効率化
- 2 ロボット・ICTの活用
- 3 介護業界のイメージ改善について

第2回

2月14日

各団体から検討結果の報告

第3回

3月14日

議論の方向性のとりまとめ

第2ステージ：現場レベルへの展開（平成31年度生産性向上事業）

4月以降

全国数カ所でパイロット事業を実施

- 介護現場革新会議でのとりまとめや平成30年度生産性向上事業におけるガイドラインを踏まえつつ、各地域の実情や地域資源を考慮しながら、当該地域内や他地域での好事例の展開や業界のイメージ改善に取り組む。
- 都道府県又は政令市等を単位とする。

※ 具体的には、自治体と関係団体が協議会を作り、各地域において、以下のような取組を行うことを想定。

- ・業務仕分けやマスターラインの再編による業務改善のためのコンサルティングの活用
- ・介護助手の活用による介護職員の業務負担軽減と専門性の向上
- ・ロボット・ICTの導入・効果的な活用による間接業務・周辺業務の軽減
- ・介護職に就職を希望する学生を増加させるためのインターンや職場体験の積極的な実施

2019年度末

各地域における成果を国において取りまとめ

2. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 高齢者施設に対する施設整備費等の補助制度について

高齢者施設の整備については、定員 30 人以上の広域型施設の整備費については、平成 18 年度から一般財源化され、各都道府県・政令市・中核市が支援を行っているところであるが、国においては、以下の3つの補助制度により、施設・設備等に対する財政支援を行っていくこととしているので、各地方自治体におかれては、必要に応じて当該補助制度も活用しながら、地域の実情を踏まえた施設等整備を推進していただくようお願いする。

① 地域医療介護総合確保基金（以下「基金」）

介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備のため、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設（広域型を含む）の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に必要な経費を補助するもの。

② 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「ハード交付金」）

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの整備、耐震化整備・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修などに補助するもの。

③ 社会福祉施設等災害復旧費補助金（以下「災害復旧費」）

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について補助するもの。

		定員 29 人以下の 地域密着型施設等	定員 30 人以上の 広域型施設等
基金	施設整備	補助対象	(一般財源化)
	開設準備経費 プライバシー保護改修等	補助対象	補助対象
ハード 交付金	スプリンクラー設備等整備 非常用自家発電設備整備 ブロック塀等改修等	補助対象	補助対象
	耐震化整備・大規模修繕等	補助対象	(一般財源化)
災害復旧費		補助対象	補助対象

※ 補助制度・内容ごとに、対象施設種別等は異なる。

※ ハード交付金におけるスプリンクラー設備等の整備は、1,000 m²未満の施設に限る。

予算（案）額	平成 30 年度予算	平成 30 年度補正予算	平成 31 年予算案
基金	63,435,000 千円	—	70,053,750 千円
() 内は国費	(42,290,000 千円)		(46,702,500 千円)
ハード交付金	1,869,508 千円	2,756,169 千円	6,435,576 千円
災害復旧費(※)		3,651,643 千円	

※ 災害の発生、及びその被害は、年度により異なるため、原則予算の流用にて対応。

① 介護離職ゼロの実現等に向けた介護施設等の整備

ア 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

（ア）予算（案）及び対象事業

平成31年度予算（案）については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分を整備すること、介護人材不足が喫緊の課題となっていること及び消費税率の引上げを踏まえて、100億円（うち国費66億円）増額することとしている。

具体的な介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分は、以下のとおり。

[介護施設等の整備分] 634億円（うち国費423億円）→ 700億円（うち国費467億円）

[介護従事者の確保分] 90億円（うち国費 60億円）→ 124億円（うち国費 82億円）

また、【参考1】の通り、メニューについて、充実等を行うこととしている。

さらに、平成31年度予算（案）の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応することとしている（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）（※）。

都道府県におかれては、メニューの充実等を踏まえ、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算を積極的に活用されたい。

（※）これは、過年度に交付されたものや、平成31年度予算（案）を国から都道府県へ交付した後に、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更を認める趣旨ではなく、国における都道府県への予算の配分について、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれの国の予算枠にとらわれず一体的な交付を行う趣旨であるので留意すること。

（イ）スケジュール（予定）

- 2月7日 事業量調査票の発出（3月1日締め切り）
- 3月中 管理運営要領、留意事項通知等の関連通知の発出
- 4・5月頃 必要に応じて、厚生労働本省による都道府県ヒアリング
- 6・7月頃 都道府県への内示

（ウ）その他留意事項

- 各都道府県・市町村においては、地域の実情・ニーズに応じて、地域密着型サービスの整備はもちろんのこと、広域型サービスの整備（老朽化に伴う改築や耐震化整備等を含む）についても併せて積極的に進めていただき、効果的なサービスの提供が図られるよう配慮をお願いしたい。
- 基金で整備した施設・設備が整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調であることのないよう、整備計画の策定に当たっては、管内における利用者の需要調査の結果等も踏まえ、事業実施に必要な施設等について十分に精査を行うこと。また、整備計画の提出時のみならず、交付申請や実績報告時においても、事業内容や今後の見通し等について精査を行うとともに、施設等整備の緊急性や必要性の高い案件となっているか、厳格に審査を行った上で助成すること。

地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案について

平成31年1月18日全国厚生労働関係部局長会議資料

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、H26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 当該基金のH31年度予算案は、公費ベースで1,858億円(医療分1,034億円(うち、国分689億円)、介護分824億円(うち、国分549億円))
- 介護分は、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015(H27年度)から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分を整備すること、介護人材不足が喫緊の課題となっていること及び消費税率の引上げを踏まえて、100億円(うち国費66億円)増額。また、それぞれのメニューについて、充実等を行う。
 [介護施設等の整備分]634億円(うち国費423億円) → 700億円(うち国費467億円)
 [介護従事者の確保分] 90億円(うち国費 60億円) → 124億円(うち国費 82億円)
- さらに、H31年度予算(介護分)の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応。(例:各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる)。
- ⇒ 都道府県におかれては、メニューの充実等(次頁以降参照)を踏まえ、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算を積極的に活用されたい。

地域医療介護総合確保基金の予算

年度	医療分	介護分	合計
26年度予算(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
27年度予算(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
27年度予算(修正予算)	1,040億円 (うち、国分602億円)	1,561億円 (うち、国分483億円)	1,561億円
28年度予算(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
29年度予算(当初予算)	904億円 (うち、国分602億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,628億円
30年度予算(当初予算)	934億円 (うち、国分622億円)	724億円 (うち、国分483億円)	1,658億円
31年度予算案(当初予算)	1,034億円 (うち、国分689億円)	824億円 (うち、国分549億円)	1,858億円

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

平成31年度予算案
公費:700億円(国費:467億円)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。平成31年度予算案では、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う(下線箇所)

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備(土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合を含む)に対して支援を行う。
 (対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づいたものに限る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設 ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。
- 他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床を含む)に要する経費について支援を行う。
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を行う。

※1~3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

【参考1】平成31年度基金（介護施設等の整備に関する事業分）のメニューの主な充実内容

1. 介護施設等の整備分

(1) 地域密着型サービス施設等の整備への補助

- ① 現行では、施設を運営する社会福祉法人等が施設を整備する場合は補助対象であるが、土地の取得が困難な地域での施設整備を支援するため、土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も補助対象とする。
- ② 介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、地域密着型特別養護老人ホーム（以下「地密特養」という。）に併設するショートステイ用居室を追加する。
- ③ 現行では、限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、地密特養を整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、地密特養の補助単価の5%加算を行っているが、地域の実情に応じて、地密特養以外の受け皿を整備しやすくするため、介護施設や事業所の種別にかかわらず、合築・併設を行う場合にそれぞれ補助単価の5%加算を行う。

（現行の例）地密特養＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、地密特養のみ補助単価の5%加算

（改正後の例）認知症高齢者グループホーム＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、両方とも5%加算

- ④ 生活支援ハウスの補助対象地域は、現行では、離島振興法等[※]に基づくものに限っているが、地域の実情に合わせて冬場に、居宅生活が不安な高齢者等に対する住居の提供が行えるよう、豪雪地帯対策特別措置法に基づくものを追加する。

※ 離島振興法のほか、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は沖縄振興特別措置法

(2) 介護施設の開設準備経費等への補助

介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設するショートステイ用居室を追加する。

(3) 民有地マッチング事業の創設

国有地・公有地を活用してもなお、土地の取得が困難な地域があることを踏まえ、施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。（先行して実施している保育に倣うイメージ）

(4) 共通事項

- ① 補助単価について、建設工事の労務費・資材費の高騰や消費税率の引上げを踏まえて、2019年4月より補助単価を約2.8%[※]、2019年10月より約2.0%、と段階的に引上げる（別添参照）。

※ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備・開設準備経費についての補助は、更なる介護療養病床の転換促進のため、転換整備は約13.5%、開設準備経費は7.0%引上げ。

- ② 現行では、補助を活用する介護施設・事業所が、特別豪雪地帯に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能となっているが、離島では、建設工事の労務費・資材費が本土と比べて割高で、事業者誘致の課題となっていることを踏まえて、奄美群島・離島・小笠原諸島も8%加算対象地域に追加する。

イ 介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－の結果（総務省勧告）について（事後評価の徹底）

地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が適正に行われる必要があるため、都道府県計画における事後評価を通じ、基金が適正に活用されるためのPDCAサイクルを回すことが必要である。

しかしながら、総務省の調査結果（※）によれば、事後評価に関して、

- ・ 事業実績が定量的に把握されていないなどの理由により、事業目標の達成状況が把握できず不明となっており、事後評価が適切に実施されていない状況がみられた。
- ・ 事後評価が実施され事業目標の達成状況が明らかになっているが、未達成の原因やその見解及び改善の方向性についての分析がなされていない。
- ・ 事後評価において未達成の原因について分析しているが、公募の不調や選定事業者の辞退による計画の先送りや、施設整備の遅延による開設時期の変更により目標を達成できなかったと記載しているものの、改善の方向性についての分析は記載されていない。

などとされている。

このため、総務省から厚生労働省への所見（勧告）として、「厚生労働省は、地域の実態やニーズを的確に反映した介護保険サービスの整備を計画的かつ着実に進める観点から、基金事業計画に基づく介護保険サービスの整備のための事業については、それを行う都道府県等に対し、各年度における事後評価の的確な実施及び未達成の場合の原因等の分析の徹底を図るよう要請する必要がある。」とされた。

これを受け、厚生労働省としては、「「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減策を中心として－」結果報告書に基づく地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する勧告に対する留意事項について」（平成30年7月24日付け老高発0724第1号、老振発0724第1号、厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知）を発出し、事後評価に係る目標の達成状況の毎年度の点検及び、目標が未達成の場合には原因等に対する見解と改善の方向性の記載等の適切な実施について、都道府県に要請したところであるが、適正な事後評価について、万全を期すよう改めてお願いする。

（※）介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を家族の負 介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を家族の負 介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を家族の負担軽減対策を中心として－＜結果に基づく勧告＞

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180619_1.html

② 高齢者施設等における防災・減災対策の推進

ア 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

(ア) 予算（案）及び対象事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、平成30年度当初予算においては、高齢者施設等の①スプリンクラー設備等の設置、②耐震化整備・大規模修繕等（アスベストの除去等を含む）について、財政支援を講じて来たところである。

一方で、昨年は、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）（以下「緊急対策」という。）（※）を取りまとめている。【参考2】

この緊急対策において、高齢者施設等を含む社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や大規模停電等の発生リスクを踏まえ、緊急的に、②耐震化整備、③非常用自家発電設備の整備、④ブロック塀等の改修整備（ブロック塀の解体・除去のみの費用は補助対象外）【参考3】を行うこととし、平成30年度第2次補正予算（27.6億円）及び平成31年度当初予算（案）（64.4億円）において、所要の財源を計上した。

都道府県・政令市・中核市におかれては、これらの予算等を有効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めて頂きたい。

なお、今後、緊急対策に基づき、耐震化整備、ブロック塀等改修整備、非常用自家発電設備の整備の進捗状況についてフォローアップを定期的に行い、その結果を公表することとなる。都道府県等におかれては、フォローアップの依頼があった際は速やかかつ確実な対応をお願いするので、予めご承知おき願いたい。

（※）官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）（抜粋）

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
・社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

【参考2】

社会福祉施設

社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

国土強靱化

概要：平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ、以下3つの緊急対策を実施する。
 ① 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性が無い施設約4,120カ所について、耐震化整備
 ② ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題のある施設約7,025カ所について、ブロック塀等の改修整備
 ③ 停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備見込調査の結果を踏まえ、今後整備予定のある施設約1,176カ所について、非常用自家発電設備整備
 府省庁名：厚生労働省

耐震化整備	ブロック塀等改修整備	非常用自家発電設備整備
<p>箇所：約4,120カ所 (子ども：約1,474カ所 障害児・者：約1,671カ所 高齢者：約882カ所 その他：約93カ所)</p> <p>昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設</p> <p>期間：2020年度まで</p> <p>実施主体：都道府県、市区町村</p> <p>内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止</p> <p>達成目標：2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上させる</p>	<p>箇所：約7,025カ所 (子ども：約3,526カ所 障害児・者：約1,564カ所 高齢者：約1,857カ所 その他：約78カ所)</p> <p>劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設</p> <p>期間：2019年度まで</p> <p>実施主体：都道府県、市区町村</p> <p>内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止</p> <p>達成目標：ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了</p>	<p>箇所：約1,176カ所 (子ども：約10カ所 障害児・者：約298カ所 高齢者：約861カ所 その他：約7カ所)</p> <p>非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設</p> <p>期間：2019年度まで</p> <p>実施主体：都道府県、市区町村</p> <p>内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする</p> <p>達成目標：非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了</p>

【参考3】

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

平成31年度予算案 6,435,576千円
 (平成30年度第2次補正予算 2,756,169千円 (②、③及び④のうちブロック塀等改修))

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの整備、耐震化整備等のほか、非常用自家発電設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修などの対策を講じる。

○高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 (※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設)	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,520(9,710)円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,520(9,710)円/㎡+2,385(2,440)千円/施設 ○自動火災報知設備 1,059(1,080)千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 319(325)千円/施設(500㎡未満)

(注) ①～③の事業の上限額の()内は、2019年10月の消費税率の引上げを前提とした+2%の増額

○高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

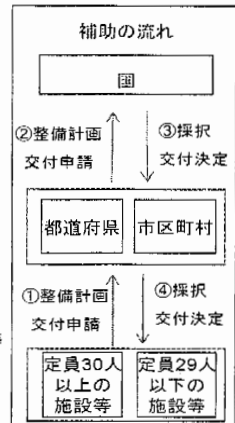
施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のことを言う。)	補助率	上限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,512万円/施設 (1,540万円/施設)
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		758万円/施設 (773万円/施設)

○高齢者施設等には、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の機器が必要な者が入所しており、大規模停電等により、生命をおびやかす事態が想定されることから、非常用自家発電設備の設置を促進

施設種別	補助率	上限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 事業者 1/2	450万円/施設 (459万円/施設)

○高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、外部からの不審者の侵入を防ぐための門、フェンス等の外構等の設置や、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修を促進。

施設種別	補助率	上限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	厚生労働大臣が定める額/施設



(イ) スケジュール (予定)

- 平成 31 年度予算 (案) は、本年 3 月 1 日付けで地方厚生 (支) 局を通じて各都道府県・指定都市・中核市宛てに、また都道府県を經由して各市町村宛てに、協議の事務連絡を発出し、3 月 27 日を厚生労働本省への提出期限としているので、遺漏のないようお願いしたい。
- なお、平成 30 年度第 2 次補正予算は、本年 3 月上旬に内示をしたので、念のため申し添える。

(ウ) その他留意事項

- 平成 31 年度予算 (案) については、(ア) に記載した【参考 3】の①～④のいずれの事業も協議対象としているが、緊急対策や平成 30 年度第 2 次補正予算の協議状況を踏まえ、緊急性の高い、耐震化整備、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修整備を優先することを考えているので、予めご承知おき願いたい。
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で整備した施設・設備が整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調であることのないよう、整備計画の策定に当たっては、管内における利用者の需要調査の結果等も踏まえ、事業実施に必要な施設等について十分に精査を行うこと。
- また、整備計画の提出時のみならず、交付申請や実績報告時においても、事業内容や今後の見通し等について精査を行うとともに、施設等整備の緊急性や必要性の高い案件となっているか、厳格に審査を行った上で補助すること。

イ 高齢者施設等の防災対策等への取組

(ア) 防火安全対策

(防火安全対策等の徹底)

昨年 1 月 31 日、北海道札幌市の高齢者等が入所する施設において火災が発生し、11 名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

高齢者を始め、避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

都道府県、政令市、中核市におかれては、昨年 2 月 2 日付け「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」(平成 30 年 2 月 2 日付け子子発 0202 第 1 号・社援総発 0202 第 1 号・障企発 0202 第 1 号・老総発 0202 第 2 号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知) を踏まえ、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、管内の社会福祉施設等の管理者を始め、関係各方面に対し、改めて周知徹底をお願いする。

(スプリンクラー設備等の整備に対する補助制度)

軽費老人ホーム、有料老人ホーム等については、消防法令により、要介護3以上の入所（居）者が施設全体の定員の半数以上を占める場合等に、スプリンクラー設備の設置義務がかかる。こうした施設については、現在設置義務がなくても、入所（居）者の重度化等に伴い、将来的に設置が義務づけられる場合があるため、国においては、引き続き、自力避難が困難な方が多く入所（居）する小規模（1000㎡未満）の軽費老人ホーム等に対して、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により支援することとしている。都道府県等におかれては、スプリンクラー設備が必要であって未設置の施設等の把握を行うとともに、該当施設の設置者に対して、当該交付金の活用についても周知をお願いします。

(イ) 耐震化の推進

高齢者施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

一方で、高齢者施設等の耐震化の状況は、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成29年3月末時点の状況調査）の調査結果（※1）によると、全国での耐震化率は94.5%となっており、一部の高齢者施設等においては未だ耐震化が図られていない状況にある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※2）するなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

都道府県・政令市・中核市におかれては、

- ・ 未耐震施設等について、個別のヒアリング等により、耐震化に向けた課題や今後の計画を把握するとともに、地域密着型施設等に関しては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について助言を行う等、計画的に耐震化整備を推進していただくようお願いする。
- ・ あわせて、一般財源化されている広域型施設の耐震化整備について、緊急対策の趣旨を踏まえ、積極的に進めていただきたい。

* なお、同交付金を活用するためには、耐震診断の結果等で倒壊のおそれがあると認められることが前提となるが、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）により、国が費用の1/3を助成することとしている。

※1 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu/index.html

※2 緊急対策においては、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95%まで向上することを達成目標としている。

(ウ) アスベスト対策

(アスベスト対策の徹底)

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、平成 28 年 5 月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 2 号・社援発 0930 第 12 号・障発 0930 第 2 号・老発 0930 第 13 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）を発出し、改めてアスベスト含有保温材等を含めた使用実態調査を実施することとしたところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

都道府県等におかれては、利用者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

(アスベストの除去等に対する補助制度)

高齢者施設等におけるアスベスト使用実態は、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査結」（平成 28 年 12 月 1 日時点の状況調査）の調査結果（※）によると、全国で「ばく露の恐れがある施設」369 か所が確認されているところである。

アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修に要する費用については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

※ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/shakai-fukushi-shisetsu/index.html

(エ) 災害による停電等に備えたライフライン等の点検及び対策

(災害時に備えたライフライン等の点検の徹底)

昨今の平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風 21・24 号、平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化した。

高齢者施設等においては、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、高齢者施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要である。

都道府県・政令市・中核市におかれては、今般の被害状況を踏まえ、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成 30 年 10 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡)に基づき、管内の高齢者施設等において、ライフライン等が寸断された場合(停電、断水等)の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに非常用自家発電設備の設置や飲料水等の備蓄など必要な対策を行うよう助言をお願いします。

(非常用自家発電設備の整備に対する補助制度)

停電に備え、施設において、医療的配慮が必要な入所者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電設備の要否を検討した結果、その整備が必要な場合には、ア(ア)に記載したとおり、国においては、緊急対策に基づき、高齢者施設等における非常用自家発電設備の整備を推進することとしているので、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について助言を行う等、計画的に非常用自家発電設備の整備を推進していただくようお願いする。

あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いします。

(経済産業省「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金」の周知のお願い)

平成 30 年度第 2 次補正予算及び平成 31 年度予算(案)事業として、経済産業省資源エネルギー庁において、災害時に避難所や避難困難者が多数生じる医療・福祉施設、商業施設などの一時避難所となり得る施設など社会的重要なインフラへの燃料備蓄を推進するため、これらの施設が LP ガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を行う場合の財政支援を、別紙のとおり実施している。

本補助事業については、LP ガスタンク又は石油タンクとあわせて、自家発

電設備・空調設備等を設置する場合が対象（自家発電設備の設置のみの場合は補助対象外）であるが、高齢者施設等も対象となっているため、その活用について、管内の市区町村、高齢者施設等、関係団体、関係機関等に対して周知願いたい。

（オ）ブロック塀等の安全対策

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなった事故を受け、厚生労働省としては、都道府県等に対し、社会福祉施設等におけるブロック塀の安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を行うよう周知した上で、その後、安全点検の状況をフォローアップ調査した。

当該調査結果（「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認結果と安全対策の徹底について」（平成30年12月17日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課他連名事務連絡））によると、高齢者施設等では約1,857か所で安全性に問題のあるブロック塀等の存在が確認されていることから、速やかに改修等の安全対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、

- ・ 未だにブロック塀等について安全点検が実施されていない施設が一部に見受けられることから、引き続き安全点検・安全対策の実施について遺漏なきよう対応をお願いします。
- ・ また、安全点検の結果、安全性に問題のあるブロック塀等については、速やかに改修する等により安全対策を徹底するよう、高齢者施設への周知をお願いします。

さらに、ア（ア）に記載したとおり、国においては、緊急対策に基づき、高齢者施設等におけるブロック塀等の改修整備を計画的に推進することとしているので、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について助言を行う等、適切に進めていただくようお願いする。

③ 被災高齢者施設等の復旧支援等

ア 社会福祉施設等災害復旧費補助金

(ア) 予算額及び対象事業

高齢者施設等は、地域において支援を必要としている高齢者にとって欠くことのできないものであり、自然災害で被害を受けた施設の復旧は、大変重要な問題である。

被害を受けた高齢者施設等の災害復旧に要する費用は、社会福祉施設等災害復旧費の補助対象であり、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、台風21号、大阪府北部地震、島根県西部地震等で被災した介護施設等の復旧事業に要する費用として、平成30年度第1次補正予算において、所要の財源36.5億円を計上したので活用をお願いする。【参考4】

(イ) スケジュール

- ・平成31年1月末まで：可能な限り多くの被災施設の実地調査（※）を実施
- ・平成31年3月中旬～下旬メド：地方厚生（支）局において、実地調査が完了した被災施設分の交付申請書の受付
- ・平成31年3月末まで：受け付けた交付申請書の交付決定を実施

（平成30年度中に交付決定に至らない場合には、社会福祉施設等災害復旧費を来年度に繰り越したうえで、改めて補助金の交付決定を行う予定）

（※）被災状況を確認し、災害復旧に要する事業費を決定するため、地方財務局立ち会いのもと、地方厚生局において被災施設の実地調査を行っている。

(ウ) その他留意事項

- 災害復旧事業は、被災施設を被災前と同じ位置、形状、寸法及び材質で元に戻す「原形復旧」が原則である。
- 災害復旧費補助金については、被災後30日以内に都道府県・政令市・中核市が、当該都道府県等を管轄する地方厚生（支）局に対し、協議書類を提出することとしている。

当該補助金が、自然災害で被害を受けた高齢者施設等に遺漏なく活用されるよう、管内市町村、社会福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう、予め周知徹底に特段のご配慮をお願いする。

- 災害復旧工事については、施設の早期復旧を図るため、通常の整備費と異なり、内示前着工が協議書提出前においても可能となっている。

そのため、都道府県等担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録する必要があるが、写真の撮影に当たっては、施設全体や被害の箇所との遠距離からの撮影だけでなく、被害箇所をいろいろな角度から写真を撮ったり、被害箇所にメジャー等を添えて写真を撮るなど、できるだけ明瞭に撮影し、被害の箇所や程度、寸法等が正確にわかるようにするなどして、実施調査等に支障を生じないよう留意することとしているので、改めて周知する。

【参考4】

○ 介護施設等の災害復旧

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金

1. 概要
 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設
 ◇特別養護老人ホーム ◇養護老人ホーム ◇老人デイサービスセンター
 ◇老人短期入所施設 ◇軽費老人ホーム ◇認知症高齢者グループホーム
 ◇介護老人保健施設 ◇訪問看護ステーション 等

3. 補助対象経費
 介護施設の災害復旧事業に要する経費
 (※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 設置主体
 都道府県、市町村、社会福祉法人 等

5. 補助率
 ◇特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合：国1/2、都道府県・政令市・中核市1/4、事業者1/4
 ※ 施設種類によって異なる
 ※ 激甚災害法が指定され、被災施設所在都道府県・政令市・中核市が以下の要件に該当する場合は、特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を引き上げ(国・都道府県等5/6、事業者1/6)
 ・被災施設(復旧費用が60万円以上の施設)が当該都道府県・政令市・中核市の施設数の1/10以上
 ・当該都道府県・政令市・中核市の1施設当たりの平均復旧費用が80万円以上

6. 補助の流れ

介護施設等の災害復旧

平成30年度第1次補正予算：3,651,643千円

- ①平成30年7月豪雨(本激※1)、②北海道胆振東部地震(本激※1)、③台風21号(局激※2)、④大阪府北部地震(激甚指定なし)、⑤鳥根県西部地震(激甚指定なし)等により被災した介護施設等の復旧事業(1件につき80万円以上)に要する費用について、補助する。
- 特別養護老人ホームと養護老人ホームは、激甚災害法の指定、かつ、一定の要件(※3・4)を満たせば、国庫補助率を高める。(①、②及び③)
- その他の施設等についても、激甚災害法の指定、かつ、過去の大規模災害(東日本大震災、熊本地震等)での対応を踏まえ、予算措置により、国庫補助率を高める。(①及び②)

<社会福祉法人、民間法人の場合>	通常の負担割合			国庫補助率の嵩上げ後の負担割合			嵩上げ根拠	適用災害
	国	都道府県 政令市・中核市	事業主体	国	都道府県 政令市・中核市	事業主体		
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	1/2	1/4	1/4	7/12 + α(※3)	1/4 - α(※3)	1/6 (※4)	激甚法	7月豪雨 (本激※1) 北海道地震 (本激※1) 台風21号 (局激※2)
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 認知症高齢者グループホーム 軽費老人ホーム 等	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	予算	7月豪雨 (本激※1) 北海道地震 (本激※1)
老人福祉センター	1/3	1/3	1/3	1/2	1/4	1/4		
老人保健施設 訪問看護ステーション 等	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2		

(※1)「本激」とは、地域を特定せず、災害そのものを指定。
 (※2)「局激」とは、市町村単位での指定。台風21号で指定を受けたのは、新潟県粟島浦村、長野県大鹿村、和歌山県古座川町の3町村であるが、災害復旧費補助金を使う施設は無い。
 (※3) 国は、都道府県等の標準税収入及び災害復旧事業の地方負担額(国交省が、河川・道路、学校、社会福祉施設などの災害復旧事業の地方負担額を合計)に応じて、一定額負担。
 (※4) 被災した社会福祉法人立施設の復旧に係る施設整備の法人負担は、下記の要件を満たす地域の施設に限って、1/6に減る(ただし、7月豪雨と北海道地震は、当該要件を満たさない場合でも、予算嵩上げで対応)。
 ① 被災地域(都道府県・政令市・中核市ごと)における被災施設(復旧費用が60万円以上)の割合が1/10以上
 ② 被災地域における1被災施設当たりの平均復旧費用が80万円以上

イ 社会福祉施設等における被災状況の把握等

災害発生時における高齢者施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、頂いた情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、必要な支援策の検討等に活用させていただいているところである。各都道府県等におかれては、厚生労働省として必要な支援を迅速に行うため、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には、引き続き同通知に基づき、可能な限り迅速な情報提供をお願いする。

また、同通知においては、災害発生時に速やかに高齢者施設等を含む社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急にご対応をお願いする。

なお、今年度中を目途に、今年の災害時の対応を踏まえ、情報収集項目の追加等、同通知における情報収集様式の見直しを検討することとしているので、ご了知いただきたい。

ウ 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策等の徹底

（土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画）

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設（医

療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、あらゆる機会を通じて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所」に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について(平成29年11月24日付け子発1124第1号・社援保発1124第1号・障企発1124第1号・老推発1124第1号・老高発1124第1号・老振発1124第1号・老老発1124第1号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

(介護保険法に基づく非常災害対策計画)

介護施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、平成28年台風10号により岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームで多数の利用者が亡くなったことを受けて、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いした。

当該点検結果(「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成31年2月1日付け老総発0201第1号、老高発0201第1号、老振発0201第1号、老老発0201第3号))によると、非常災害対策計画(以下「計画」という。)の策定率が55.5%となっており、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた、計画を策定していない施設が散見されるところであるが、計画を策定していない施設の要因を都道府県に確認したところ、

- ・ 施設が計画の策定の方法が分からない・難しい
 - ・ これまでも都道府県等から施設に対して計画の必要性を周知しているものの、その必要性が十分に認識されていない
- 等の要因が考えられるとのことであった。

一方で、今回の調査結果で計画策定率が比較的高い結果となった都道府県では、

- ・ 管内施設への計画策定マニュアルやモデル計画の提供により、計画策

定の向上を図っている

- ・ 介護保険部局と土木（砂防）部局等が連携し、連絡会等を開催すること等により、水害・土砂災害のおそれのある箇所に立地している施設の情報共有を行っている
- ・ 施設の新規指定・指定更新手続時や集団指導・実地指導時において、計画策定状況や計画内容のきめ細やかな確認を行っている

など、関係者の防災意識を高めながら、計画策定の向上に向けた取組を行っていることも明らかとなった。

これらを踏まえ、都道府県におかれては、改めて管内市町村及び施設に対し、①計画や避難訓練の必要性と併せて、同通知で示した先行自治体の計画策定マニュアルやモデル計画を提示・周知するとともに、②必要に応じて土木（砂防・河川）部局等と連携した上で、③施設が属する地域・地形で起こりうる災害に対応できる計画の策定等が速やかに行われるよう、集団指導や実地指導等のあらゆる機会を通じて重点的な指導・助言をお願いする。

また、調査要領等を見直し（※）した上で、平成31年3月31日時点の状況を国土交通省と協力して改めて確認する予定としているので、予めご承知おき願いたい。

- （※）計画は、火災や地震のみではなく、施設が属する地域・地形によって起こりうる水害や土砂災害等も含む災害に対し、網羅的に対応できるものであることとしていますが、例えば、土砂災害のおそれがない箇所に立地している施設にまで土砂災害を含む計画の策定を求めているものではないことを明確化すること等を想定。

なお、水防法及び土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は「非常災害対策計画」に必要事項を追記する形で作成することが可能であり、市町村への報告を求められる。

これについては、「要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練実施の徹底について（依頼）」（平成29年8月23日付け子子発0823第1号・社援保発0823第1号・障企発0823第1号・老推発0823第1号・老高発0823第3号・老振発0823第1号・老老発0823第1号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知）により周知されているところであるが、念のため申し添える。

④ その他

ア 平成 29 年度決算検査報告（会計検査院）における指摘

平成 29 年度決算検査報告（※）において、地域医療介護総合確保基金における施設開設時の初度設備や職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 ヶ月）等の経費を助成する「開設準備経費支援事業」について、初度経費に該当しない経費を含めて対象経費の実支出額を算定していた不当事例が見受けられた。

会計検査院は、このような事態が生じていたのは、

- ・ 事業主体（事業者）において対象経費を適切に計上することについての認識が欠けていたこと
- ・ 市において事業主体（事業者）から提出された市助成金の事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと
- ・ 県において市から提出された県助成金の事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと

などによるとしている。

については、都道府県におかれては、上記の内容について了知いただくとともに、このようなことのないよう十分留意をお願いする。また、管内市区町村、事業者に対し、基金事業を実施する際に留意するよう、周知徹底をお願いする。

（※）会計検査院ホームページ

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/ch3_pl_08.html

イ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT 活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日付け雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用や CLT の積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続き、ご協力をお願いしたい。

なお、地域医療介護総合確保基金については、管理運営要領上、都道府県

及び市町村が作成する整備計画の事業の選定に当たっては、入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うものが優先的に盛り込まれるよう配慮することとしているので、念のため申し添える。

ウ 財産処分の手続きの徹底

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した高齢者施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見される場所である。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）による申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で必要であれば、各地方厚生（支）局に予め相談するようお願いしたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日老発第0417001号厚生労働省老健局長通知）

老高発0724第1号
老振発0724第1号
平成30年7月24日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
振興課長
(公印省略)

「介護施策に関する行政評価・監視—高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として—」結果報告書に基づく地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する勧告に対する留意事項について

今般、総務省行政評価局から、標記結果報告書（以下「報告書」という。）が提出され、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第6条に基づく地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）に関して勧告されたところである。

報告書は、介護サービスの利用状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的としていることから、厚生労働省としても真摯に受け止め、勧告（所見）に対する留意事項を下記のとおり取りまとめたので、都道府県計画の作成主体である都道府県におかれても、留意事項を踏まえ、基金の運営についてより一層の御配慮を頂くようお願いする。

記

1 基金に関する勧告（所見）の内容

(1) 介護保険サービス等の整備

厚生労働省は、地域の実態やニーズを的確に反映した介護保険サービスの整備を計画的かつ着実に進める観点から、基金事業計画に基づく介護保険サービスの整備のための事業については、それを行う都道府県等に対し、各年度における事後評価の的確な実施及び未達成の場合の原因等の分析の徹底を図るよう要請する必要がある。（勧告 p56）

(2) 介護人材の確保

ア 基金事業計画については、都道府県における各年度の介護人材の確保に係る定量的な目標の設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施状況を把握し、効果的な目標設定や点検・評価の方法について都道府県に情報提供すること。

また、基金事業計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に要請すること。（勧告 p65）

イ 基金事業計画に基づき実施している介護人材の確保に関する各事業については、目標値の指標を適切に設定し、その実施状況の把握、点検及び評価を徹底するとともに、その評価結果に基づき、事業内容の的確な見直しを行うよう、都道府県に要請すること。（勧告 p73）

2 介護保険サービス等の整備及び介護人材の確保事業の事後評価等の徹底

(1) 事後評価

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「総合確保方針」という。）第 3 の 2 の 2 の (2) 及び第 4 の 1 の 3 の (2) を踏まえ、都道府県計画の事後評価に当たっては、関係審議会等からも意見を聴取しつつ、以下の視点に基づき、別添のチェックリストも活用する等により、適切に実施されたい。

ア 都道府県計画に記載された目標がどの程度達成・実現できたのか。

（注）特に、アウトプット指標及びアウトカム指標について、数値目標を設定している場合には、その数値目標がどの程度実現したのか。

イ 目標が未達成の場合には、原因等に対する見解と改善の方向性

また、都道府県における事後評価に資するよう「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成 30 年度の取扱いに関する留意事項について」（平成 30 年 7 月 10 日付医政地発 0710 第 4 号、老高発 0710 第 1 号、老振発 0710 第 4 号、保連発 0710 第 1 号）における都道府県計画事後

評価【様式例】に係る 2. 目標の達成状況の記載内容を充実させたので参照されたい。

(2) 介護人材の確保に係る目標の設定等

総合確保方針第 3 の二の 2 の (1) 及び第 4 の一の 3 の (2) を踏まえ、都道府県計画の目標の設定等に当たっては、定量的な目標については可能なものは設定するとともに、事後評価の結果に基づき、事業内容の的確な見直しを行われたい。

また、適切な指標の設定に当たっては、平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「医療及び介護の総合的な確保に資する基金の効果的な活用のための持続的な評価と計画への反映のあり方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において、基金事業におけるアウトプット・アウトカム指標例が報告されているので、適宜参照されたい。

(参考 1) 介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－〈結果に基づく勧告〉

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180619_1.html

(参考 2) 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000146722.pdf>

(参考 3) 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「医療及び介護の総合的な確保に資する基金の効果的な活用のための持続的な評価と計画への反映のあり方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000176774.pdf>

平成 29 年度都道府県計画事後評価 チェックリスト

1. 事後評価のプロセスに関するチェック項目

No.	チェック	確認事項
1	<input type="checkbox"/>	「事後評価の実施方法」の実行の有無について記載されているか。また、実行しなかった場合、その理由が記載されているか。
2	<input type="checkbox"/>	事後評価について審議会等の意見を聞いた際に、指摘があった場合はその内容が記載されているか。また、審議会等名とその開催日時が記載されているか。

※（任意）審議会等の意見を踏まえて対応した内容があれば、備考欄に記載していただくと幸いです。

2. 目標の達成状況に関するチェック項目

No.	チェック	確認事項
4	<input type="checkbox"/>	目標や計画期間は、平成 29 年度都道府県計画に掲げられた目標や計画期間と一致しているか。
5	<input type="checkbox"/>	目標に到達していない事項がある場合、その内容が記載されているか。
6	<input type="checkbox"/>	目標に到達していない事項がある場合、原因や今後の対応が改善の方向性に記載されているか。

3. 事業の達成状況に関するチェック項目（個票）

No.	チェック	確認事項
7	<input type="checkbox"/>	事業名や事業番号等は都道府県計画に記載されている内容と一致しているか。
8	<input type="checkbox"/>	アウトカム指標とアウトプット指標については、定量的に示すことが可能なものについては、定量的なものとなっているか。
9	<input type="checkbox"/>	アウトカム指標やアウトプット指標が、事業の内容と関係のあるものとなっているか。
10	<input type="checkbox"/>	アウトプット指標の当初の目標値と達成値は、同じ指標となっているか。
11	<input type="checkbox"/>	アウトカム指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標が記載されているか。
12	<input type="checkbox"/>	事業の内容と事業の有効性は、関連があるものとなっているか。
13	<input type="checkbox"/>	事業の効率性は、客観的な記載となっているか。

【備考欄】※チェックした事項について補足すべき事項があれば記載（任意）

平成30年10月19日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

(別添1)

点検対象施設

1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

(別添2)

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

- ・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけでなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

- ・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

- ・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

- ・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。
- ・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

- ・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。
- ・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

- ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。
- ・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけでなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立つて行うこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

平成30年度第2次補正予算額 58.5億円【うち12.3億円】
平成31年度予算案額 33.8億円

事業目的・概要

○ 災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション(SS)やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。平成28年4月の熊本地震においても、その有用性は実証されています(※)。

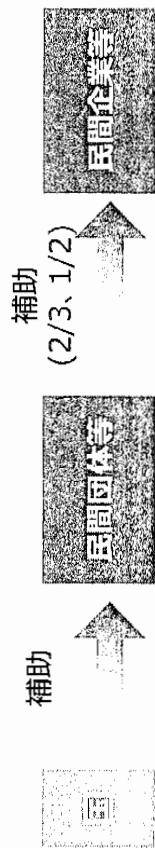
※ 熊本市内の病院が、停電時に本事業の支援を受けて設置した石油タンクと自家発電機を使用して、業務を継続しました。

○ このため、避難所や医療・福祉施設等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

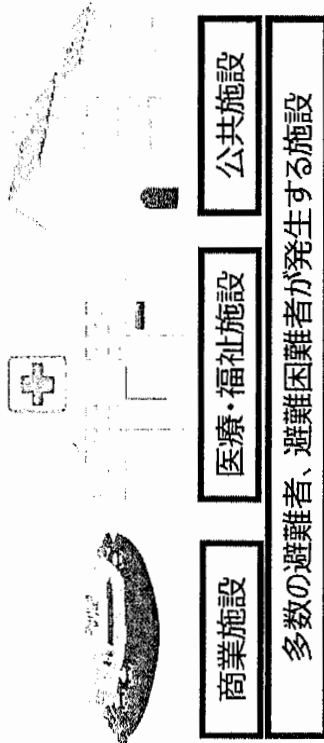
○ 避難所や避難者が多数発生する商業施設、医療・福祉施設などの民間施設等への導入を促進するため、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応力の強化を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

社会的重要なインフラ



自衛的な燃料備蓄を促す支援制度（案）

○災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (石油製品利用促進対策事業)

【補助制度概要】

- ・補助対象施設：①災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等
- ②公的避難所（地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設）
- ③一時避難所となり得るような施設
(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)

⇒ 審査の際、以下のものは優先採択します。

- ①国土強靱化地域基本計画に基づき整備される施設及び事業
- ②災害対策基本法に基づき地震防災対策強化が指定されている市区町村に設置されるもの

- ・補助対象設備：石油製品燃料タンク、発電機、燃烧機器等（LPガス及びガソリン、灯油、軽油、重油）
- ・補助対象経費：設備購入費及びその設置工事費等
- ・補助率：1／2（中小企業者については2／3）
- ・補助金額上限：

タンク設備設置工事	1000万円
タンク設備と発電機設置工事	5000万円
タンク設備と発電機、空調機等設置工事	1億円（LPガスのみ）

【問い合わせ先】

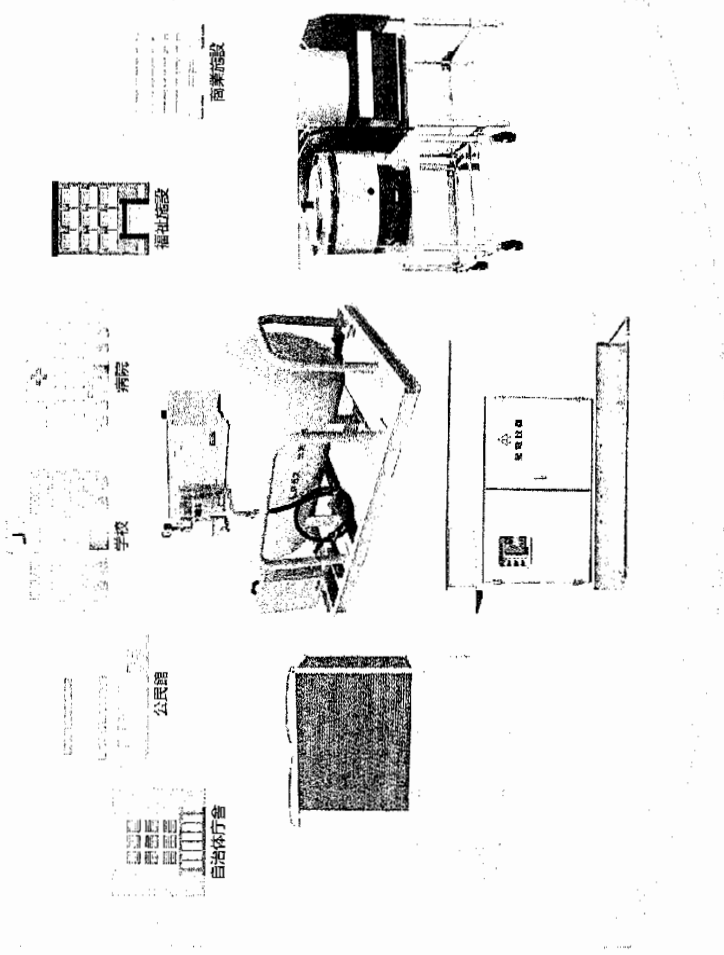
- ◆補助制度について
資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
TEL：03-3501-1320（直通）

経済産業省補助事業

LPガス災害ハルク



LPガスで防災対策&BCP強化

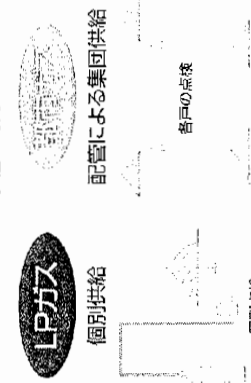


エールガス振興センター

災害ババルク等のLPガス設備で

LPガスは個別供給だから災害時にも復旧が早い

LPガスは容器で個別供給する分散型エネルギーです。ガス供給がストップした場合も、配管等の調査・点検が終了したお客様からすぐにガスを使用することができます。都市ガスは配管による集団供給なので、区域内の埋設配管点検・調査が終了しないと使用できません。そのため、都市ガスは復旧に時間がかかります。



家庭の軒下には容器が通常2本設置され（軒下在庫）、万一配管が壊れても、50kg容器2本の場合、平均1か月以上使用できます。



個別点検 はガスメーター

LPガス災害ババルクは、LPガスを大量に蓄えておくババルク貯槽と、災害時でもLPガスを安全に供給できる設備（ガスメーター、圧力調整器、取出し用ガス栓等）が一体になった設備で、300kg、500kg、1t、3tタイプがあります。平常時には、通常のババルク貯槽として使用できます。

LPガスが被災者・避難者の命をつなげます

復旧が早いLPガスが被災者・避難者の命をつなげます。系統電源を止らなくても、非常用発電機や炊き出し設備、仮設風呂（シャワー）、冷暖房などの様々なLPガス機器を利用でき、避難生活を支えます。

◎避難所でのLPガス災害ババルク導入イメージ

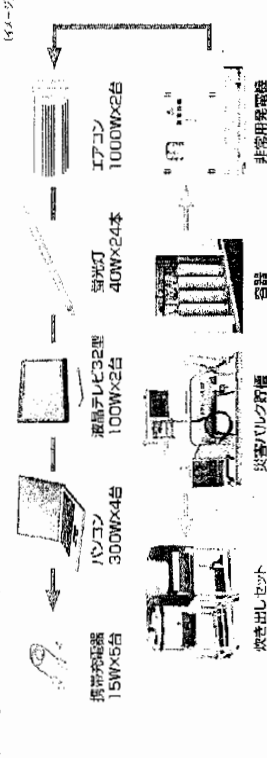
- 非常用発電機
- 非常用冷蔵庫
- 非常用照明機
- 非常用炊飯器
- 非常用給湯機
- 非常用温水機
- 非常用トイレ
- 非常用シャワー
- 非常用風呂
- 非常用エアコン
- 非常用エアコン
- 非常用エアコン

通常は常用のガス機器に供給し、災害時には予備ガス栓から非常用機器にLPガスを供給します。

災害時に備えたインフラづくり

停電時の電源確保にLPガスが役立ちます

LPガス発電機を備えることで、停電時でも様々な電気機器が使用できます。



※家庭用は主に家庭用消費電力が対象です。

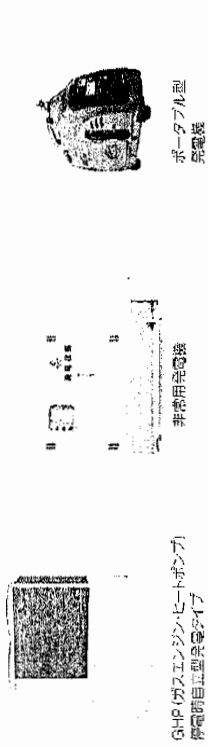
消費電力	家庭用消費電力		最大消費電力	
	W	kWh	W	kWh
照明	9.6	60	1.6	94
B	50	1.3	2.6	115
エアコン	15W×5台	300W×4台	40W×24本	1000W×2台

★1t型ババルク貯槽で300時間以上電源を確保

公共施設、病院・介護施設等でLPガスによる災害対策が注目されています

施設のBCP（事業継続計画）対策に有効なLPガス設備

- ◆災害発生で停電…
- ◆電気機器が停止する
 - ⇒医療・介護施設では医療機器の停止で入院患者の人命に関わる事態に。避難所ではエアコンが使えず健康被害も報告されています。
 - ◆照明が消える
 - ◆通信手段がなくなる
 - ◆システムのサーバーダウン
- ⇒LPガス発電機、発電機付きGHPや災害ババルク貯槽を備えることで、停電時も電源を確保できます。



避難所の県消防学校に導入

県が公共施設等にLPガス災害バルクを推奨

長野県消防学校 (長野県長野市)

LPガス災害バルク導入の取組状況

長野県危機管理防災課は、長野市の指定避難所である長野県消防学校の屋内訓練場をLPガス災害バルク設置先に選定、導入した。主に土砂災害による避難者への収容を想定したもので、可燃式LPガス発電機や炊き出しセット、LED投光器も併せて導入し、避難所機能の充実を図った。県は2016年3月策定の「震災強靱化計画」の中で、公共施設や避難所への災害バルクユニット設置を推奨しており、県議会でもLPガス設備整備の推進が採択されたことで、今回の導入につながった。

県消防学校は「地域防災のプロ」である消防職員や団員の教育訓練をはじめ、人命救助訓練や燃焼実験、ドクターヘリの連携訓練、山岳救助訓練など専門的な演習を行っている。

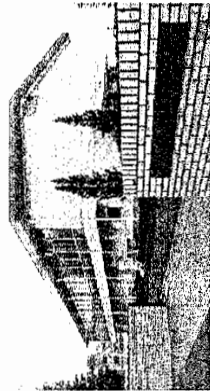
- ・災害バルク貯蔵 (300kg)
- ・可燃式LPガス発電機 (2.2kVA×2台)
- ・炊き出しステーション
- ・LED投光器×2台



長野県消防学校



災害バルク貯蔵



避難所に指定されている屋内訓練場

災害時に備えて、燃料供給側の強靱化対策が進められています。被災直後の交通網等の混乱を想定すると、電力・燃料供給網が壊れたり物資が届くまでの間をどのよう乗り切るかが課題となります。

特に、社会的な重要インフラと言われる政府庁舎や自治体庁舎、通信、放送、金融、病院、学校、避難所、大型商業施設等の施設では、停電した場合でも非常用電源を稼働させて業務を継続し、炊き出し等でも国民生活を支えられるよう、燃料備蓄を含めて、個々の状況に応じた準備を行うことが必要です。

政府としても、その重要性を「エネルギー基本計画 (平成26年4月閣議決定)」や「国土強靱化基本計画 (平成26年6月閣議決定)」で記述し、需要家制での燃料備蓄の対応を求めています。

災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (LPガス災害バルク等の導入に係るもの)

【補助事業概要】

- ・補助対象施設 : 災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多発する病院、老人ホーム等、公的避難所 (地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設)、一時避難所となり得るような施設
→ 審査の際、国土強靱化地域計画に基づき申請や公共施設は優先的に採択します。
- ・補助対象設備 : LPガス災害対応バルク、LPガス発電機・照明ユニット、燃焼機器ユニット (調理・冷暖房等に供給するもの)、LPガス給湯ユニット等
- ・補助対象経費 : 設備購入費及びその設置工事費等
- ・補助率 : 1/2 (中小企業者については2/3)
- ・補助金額 (予定) : 上限1500万円 (一申請当たり)

(補助)	(補助)	(補助)
経済産業省	(一財)	自治体・民間企業等
	エルピーガス振興センター	(間接補助事業者)
	(補助事業者)	(申請)
		(申請)

行政機能維持へLPガスで災害対策

和歌山県紀美野町役場本庁舎・中央公民館 (和歌山県海草郡紀美野町)

冷熱供給専業・豊洲ひびきLPガスに

和歌山県紀美野町は2017年12月、本庁舎と隣接する中央公民館にLPガス災害バルク貯槽を導入した。また、空調設備の更新に合わせてGHP計18台を採用、うち6台を停電対応機とした。停電時にGHPの自立発電で、行政機能の維持に努める。

これまで町内の公立病院などでGHPを採用した経緯があり、GHPのコストや燃費、防災面の優位性を評価していた。従前の空調は電源と蓄熱ボイラーを従っていたが、LPガスに転換した。



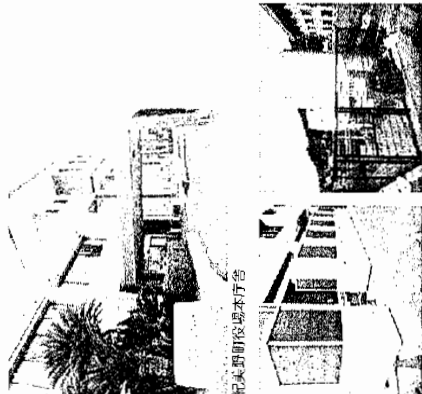
ユーザーの声

紀美野町
町長

寺本 光嘉 さん

災害対策

- ・災害バルク貯槽 (Gt)
- ・GHP (計18台・368馬力、うち電源自立型計6台・120馬力)
- ・ガスコンロ×7台
- ・ガスオーブンレンジ×7台
- ・ガス炊飯器×2台 (自ら購入済み)



紀美野町役場本庁舎
電源自立型 GHP (中央公民館)
災害バルク貯槽 (本庁舎と中央公民館)

災害発生時には、庁舎機能が迅速に稼働することが最優先です。

本庁舎は災害対策本部、公民館は二次避難所としても機能します。停電で復旧に時間を要した場合、災害対策本部の立ち上げが遅れることも想定され、本館が機能不全に陥ればその後の復旧活動に支障をきたします。こうした災害時の対応を考慮し、今回、LPガス災害バルク貯槽と電源自立型GHPを導入しました。

新設体育館にLPガス災害バルクと発電機設置

学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学 (熊本県熊本市)

LPガス専業で豊洲ひびきLPガス

学校法人銀杏学園熊本保健科学大学は、新設する体育館にLPガス災害バルク貯槽と非常用発電機などを導入した。

同大学は、2013年5月に熊本市と災害時の福祉避難所設置運営に関する協定を締結した。その後、2016年4月に熊本地震が発生し、被害は軽微で済んだものの、さらに防災力を強化する必要性を感じた。今回、体育館に非常用LPガス設備を設置することで、緊急設置や地震など災害弱点を補い、避難所としての機能の充実に図った。



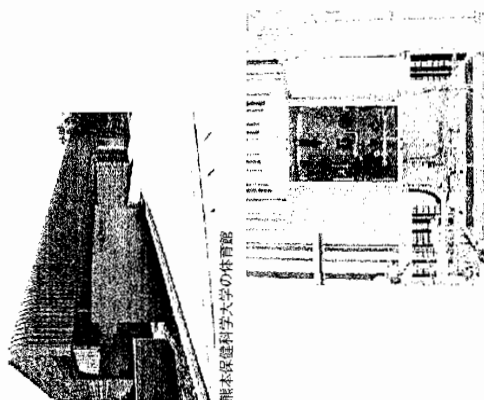
ユーザーの声

熊本保健科学大学
総務部施設管理課課長

三牧 泉 さん

災害対策

- ・災害バルク貯槽 (1t)
- ・非常用LPガス発電機 (200kVA)
- ・LED換気扇×3台



熊本保健科学大学の体育館
災害バルク貯槽

熊本地震の時に何より節かったのは、停電と飲料水の不足です。地震後は飲料水を備蓄し、今回の体育館精設を機に災害バルクと非常用発電機を導入したことで、地震時に飲水確保の懸念を解消することができました。

当大学は市の災害時福祉避難所として、大学全体で受け入れ態勢を整備しています。看護学科にあるベッド等の設備も活用でき、学生と協力して災害時には迅速な対応ができるよう備えています。

幼稚園に災害バルクを設置

幼児の安全と父兄の安心に貢献

学校法人寿なとり学園 なとり幼稚園 (宮城県取手市)

LPガス災害バルクと非常用発電機で避難所を確保

学校法人寿なとり学園はLPガス災害バルクと非常用発電機を導入し、各取手に幼児の一時的避難所としての施設提供を申し出た。幼児の安全を確保し父兄も安心でき、市は災害復旧の一助となると考え、同学園と災害時対応協定を結んだ。

協定を申し出たきっかけは、就学前の幼児にとって災害時に指定避難所で暮らすことは、自宅を離れる不安を抱えて多くの人と過ごさなければならぬため、負担が大きいと考えてのこと。



ユージーの課長

学校法人寿なとり学園 理事長

佐藤 宏郎 さん

幼稚園の安全が確保して、父兄の安心が実現した。

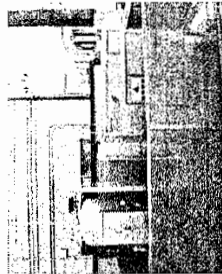
東日本大震災の当日、最後に子どもを親御さんに引き渡したのは夜8時頃で、両の職員はその日は帰宅できませんでした。この時、食料の備蓄と確保に限る環境の整備が必要だと感じました。

これから開園する保育園を含め計4カ所、約1,000人のお子さんを預かります。必要性を感じていた、津波時に子どもが安心して待てられる施設ができたと思えます。

- ・災害バルク貯槽 (300kg)
- ・非常用LPガス発電機 (8kVA)
- ・投光器
- ・炊き出しステーション
- ・ガスストーブ×2台



なとり幼稚園



災害バルクの貯槽と非常用発電機

停電時も治療など安定継続

設備更新を機にLPガスでBCP対策

医療法人朝霧会 じんの内医院 (佐賀県佐賀市)

災害時LPガスからLPガスに

医療法人朝霧会が運営する「じんの内医院」は、人工透析治療を行っており、停電時にも入院患者の治療や薬物の提供を安定的に継続していくBCP(事業継続計画)対策の一環として、院内の設備を刷新し、新たにLPガス災害バルクと非常用発電機などを導入した。

医院の周辺では、カササギが巣作りで集めた針金やハンガーが電線と接触して停電が頻発し、他の病院と比べて発電機の稼働率が高かった。以前はディーゼル発電機を使用していたが、作動音や臭いで近隣住民から苦情が出ていた。設備更新を機にLPガス発電機を導入、災害時の対応を考慮し災害バルクを採用した。

医院の向かいにある朝霧会運営の有料老人ホーム1棟(きらめき)新郷サービス付き高齢者向け住宅)にも、併せて災害バルク、非常用発電機、投光器が設置された。

ユージーの課長

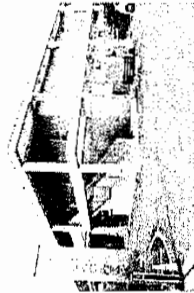
じんの内医院 事務長

陣内 聡 さん

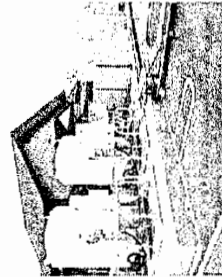
災害時にも安定継続して治療が受けられるように、設備更新を機にLPガス災害バルクと非常用発電機を導入した。

当医院は災害時の避難所に指定されており、LPガス災害バルクと非常用発電機は停電対応だけでなく、地域防災にも役立てられています。今後、地域住民を招いて毎年開くもちつき大会で、防災訓練を兼ねて災害バルクのLPガスを利する予定です。災害時には入浴を希望する方の安否を確認し、避難所として直接避難できればと思います。

- ・災害バルク貯槽 (1t×2層)
- ・非常用LPガス発電機 (75kVA×3台)
- ・LED投光器×3台



朝霧会「じんの内医院」



災害バルクの貯槽と非常用発電機

災害時も安定供給のLPガスを評価

医療法人元秀会 弘前小野病院 (青森県弘前市)

災害時の安定供給を確保するLPガス

医療法人元秀会弘前小野病院では、東日本大震災のときに翌日午前まで停電を経験した。非常用の自家発電機だけでは電気が足りず、冬の寒い時期だったが暖房ができなかった。これを教訓に、災害時でも供給能力が安定しているLPガスを燃料とする空調設備のGHPを導入し、併せて災害バルブを設置した。

4階建てのうち、寝たがりの患者が多い3階と外来のある1階の一部をGHP空調に切り替えた。また、地域住民や外来患者の避難受け入れも想定し、廊下などの共用部を暖房するためのガスファンヒーターも購入した。



ユーザーの聲

弘前小野病院
理事長

小野 浩嗣 さん

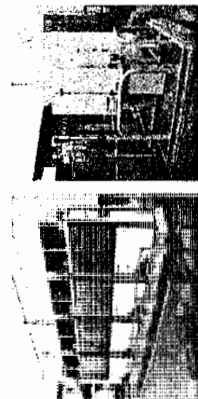
設備の導入は、災害時の安定供給を確保するLPガスを評価し、GHPを採用した。

大震災以後、災害時に備えるための設備の導入を少しずつ進めてきました。2年前に非常用LPガス発電機を導入し、これかきっかけでGHPの存在を知りました。今回の工事では浴室も改修したのですが、脱脂機を併用してGHPやガスファンヒーターを導入できました。

LPガス災害バルブを設置したことで、地震発生などにも対応できるようになり、災害時に周辺住民を受け入れる余裕ができました。地震の警報によってより安心できる病院に変わったと思っています。



弘前小野病院



災害バルブ街蔵

GHP

- ・災害バルブ貯槽 (1口)
- ・GHP×4台 (25馬力、20馬力×各2台)
- ・ガスファンヒーター×7台

新設の介護施設にLPガス設備導入

株式会社エフ・エム・シー介護サービス (大阪府寝屋川市)

災害時の安定供給を確保するLPガス

株式会社エフ・エム・シー介護サービスは、新設する介護施設「デイサービスあおぞら」[シヨートスタイルあおぞら]に、災害バルブ貯槽と移動式LPガス発電機、投光器を設置した。両施設は災害時に避難所として地域に開放されることから、災害時でも利用音や地域住民への入浴サービスが提供できるLPガス設備が高く評価されて採用が決まった。

通常用にはLPガス給湯器が設置され、非常時だけでなく平常時から入浴サービスを利用することができる。

ユーザーの声

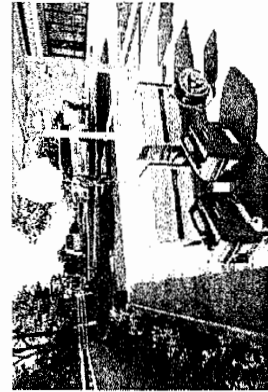
- ・災害バルブ貯槽 (1口)
- ・可搬式LPガス発電機×2台
- ・LED投光器



介護施設「デイサービスあおぞら」[シヨートスタイルあおぞら]



災害バルブ貯槽と備蓄した可搬式発電機



導入した可搬式発電機と投光器

災害時も地域の生活を守る

食品スーパーにLPガス災害バルクと発電機設置

株式会社タカラ・エムシー「フードマーケットマム若松店」(静岡県静岡市)

災害時に食料と電源・照明を確保

静岡県を中心に食品スーパーを展開する株式会社タカラ・エムシーは、静岡市の「フードマーケットマム若松店」にLPガス災害バルクと発電機を設置し、食料と電源・照明を提供できる地域の一次避難場所としての役割を果たした。

同社は東日本大震災以降、災害発生を推進し、非常時には現場に権限を委譲する体制などを構築している。LPガスで非常時の電源と照明を確保する設備を知り、導入することにした。

地震発生後、災害発生を連絡し、災害時には一次避難場所として店舗や駐車場に避難してもらう。LPガス発電機による照明や電源のほか、ガスストーブやコンロなどの設備を確保、避難者に店舗内の食料や飲料水を提供していく。



ユーザーの声

株式会社タカラ・エムシー
代表取締役社長
上野拓さん

導入の経緯

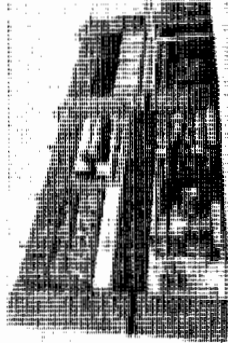
東日本大震災の時は神奈川県川エリアの責任者としており、緊急停電も経験しました。私たちは商品の供給が危ないですが、幸い当社グループは中野店が避難だったことで閉店が可成りでした。それでも当時は現物まで牛乳を取りに行ったこともありまし

た。非常時の設備導入は、建屋建設会社が承認されました。閉店時時間帯の災害時にも近隣住民に活用して頂けるよう、使い方を説明して非常用コンセントボックスの設置をお願いしています。

また、避難所での利用も同様の承認を受けました。引き継ぎ他の店舗でも導入を検討しています。

設備

- ・災害バルク貯槽 (1t)
- ・非常用LPガス発電機 (125kVA)
- ・LED投光器×3台
- ・ガス赤外線ストーブ×2台
- ・鍋物コンロ×5台
- ・非常用コンセントボックス



フードマーケットマム若松店



屋上に設置した災害バルク貯槽と発電機

新店舗を一時避難施設に活用

LPガス災害バルクと発電機導入で地域貢献

うなぎ処「山美世」(島根県松江市)

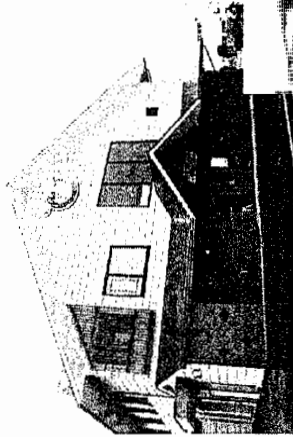
災害時に食料と電源を確保

1914年創業の老舗うなぎ店「山美世」では、新店舗開店を機に災害時に住民が一時避難施設として活用できるよう、LPガス災害バルクや非常用発電機などのLPガス設備を導入した。

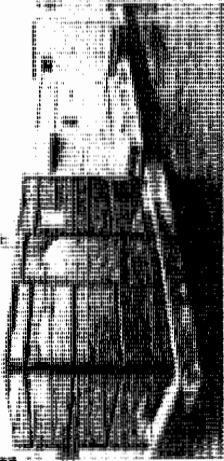
LPガス災害バルクには災害対応ユニットを設置し、炊き出しや暖房、夜間照明も利用できる。地元自治会と災害時の一時避難利用に関する合意書を取り、公的避難所が使用できるまでの間、住民が一時的に避難できる場所として店舗を活用してもらう。

2010年の大震災による停電を教訓に、全国で自然災害が多発していることなども踏まえて今回の導入に踏み切った。伝統の味を守るのに欠かせないけに地下水を汲み上げるポンプを、停電時止めめることなく営業できる店舗となった。

- ・災害バルク貯槽 (1t)
- ・非常用LPガス発電機 (54kVA)
- ・投光器
- ・炊飯器



うなぎ処「山美世」



災害バルク貯槽と非常用発電機

薬局に災害対応設備アル装備

GHPと発電機、炊き出し設備など

そらちぶと薬局 (北海道砂川市)

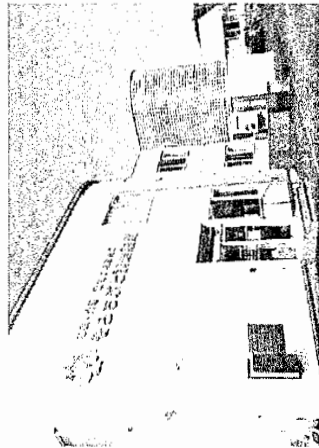
災害対応設備として設置された様子

地域の健康をサポートする調剤薬局「そらちぶと薬局」は、夏の陣羽織を添って、災害バリエーションとGHP、非常用発電機、炊き出しステーション、LED投光器といった災害対応設備をフル装備した。

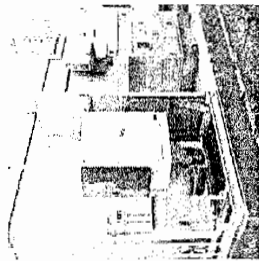
同薬局は災害発生時に近隣住民の避難を受け入れるほか、地元自治体と避難所提供について協定を締結しており、避難所として災害時に必要な設備の充実を図った。

災害対応設備

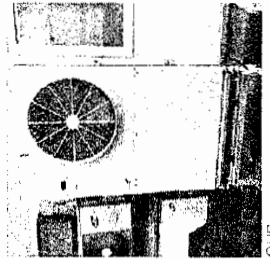
- ・災害バリエーション貯槽 (1t)
- ・GHP (5馬力)
- ・非常用LPガス発電機 (9.9kVA)
- ・炊き出しステーション
- ・LED投光器



そらちぶと薬局



災害バリエーション貯槽と非常用発電機



GHP

停電対応のGHPを設置

冬の災害時に暖房が使える避難所に

株式会社白鳥プロパン (青森県青森市)

停電対応設備として設置された様子

株式会社白鳥プロパンは、昨年(2017年)11月に青森市の指定避難所となったことを受け、本社社屋に災害バリエーション貯槽と電源自立型GHPを設置し避難所機能の充実を図った。

停電時にも稼働できる発電機付きのGHPを採用したことで、冬の災害時に避難者が暖房を利用することができる。

同社は、市に本社施設を災害時に避難所として開放できることを申し出、地元町内会「松森町会」と「災害時における避難所施設としての使用に関する覚書」を締結して、市の指定避難所となった。

災害対応設備

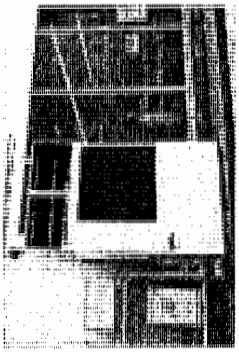
- ・災害バリエーション貯槽 (500kg)
- ・電源自立型GHP (20馬力)



株式会社白鳥プロパン



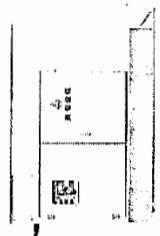
災害バリエーション貯槽



電源自立型GHP

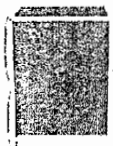
《災害に強いLPガス発電機、BCP対策にも有効》

- LPガス非常用発電機は、ディーゼル発電機と比べ多くのメリットがあります。
 - ・ディーゼル発電機よりも振動や騒音が非常に少ない。
 - ・LPガスは排気ガスがクリーンで、硫黄酸化物(SOX)や粒子状物質(PM)、黒煙を含まない。
 - ・燃料のLPガスは劣化しないので長期保存が可能。
 - ・容器等を密閉して保管でき、災害時も迅速な供給が可能。
 - ・災害時にも長時間運転できるので、事業継続に役立つ。
 - 東日本大震災では、軽油・重油を燃料とした非常用発電機に問題が発生。
 - ⇒4811台のうち、125台が燃料切れで運転停止、不始動など含め233台(約5%)が故障に陥った。
- *出典(一社)日本防衛力発電協会の資料



《停電時も冷暖房ができ、電気ヒートポンプカットにも貢献》

- 電源自立型GHP(ガスヒートポンプ空調機)は、停電時でも冷暖房を行うことが可能です。
 - ・電源自立型GHP内部には、発電機が付いており、発電した電気を冷暖房だけだけでなく、携帯電話やパソコン、テレビなどの電源としても使用が可能です。災害時に効力を発揮。
 - ・また、EHP(電気ヒートポンプ空調機)と比べて、消費電力は10分の1以下で、猛暑時などの電力ヒートカットにも貢献。
 - ・さらに、特別は受電設備の設置が不要で導入コストの削減が可能。(※詳細は次のページをご覧ください)
- 夏や冬に発生した災害時の避難所では、停電でエアコン(EHP)が使えず、被災者の方に体調不良が多発。
 - ⇒避難所では、停電しても使用可能な冷暖房設備が必要不可欠。



一社株式会社
エルピーガス派熱センター

助成事業室
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目5番2号
西新橋第一成興ビル
TEL (03) 6402-5626 FAX (03) 6402-5691
URL <http://www.lpgc.co.jp>

※本冊導入事例集の作成にあたり、「アロバン・アタラニス」(発行:御石油化学新田社)の掲載記事及び写真の一部を引用しております。

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 17 日

各 都道府県 民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局高齢者支援課

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認結果と安全対策の徹底
について

社会福祉施設等におけるブロック塀等については、「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて」（平成 30 年 9 月 14 日付け事務連絡）により、安全点検の状況を確認するとともに、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策をお願いしているところですが、この度、安全点検の状況の確認結果を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）において、社会福祉施設等についてブロック塀等の改修整備を行うものとされておりますので、今回の確認結果を踏まえつつ、安全性に問題があることが判明したブロック塀等については、2019 年度までの間に速やかに改修等を行うことにより改善を図るようお願いいたします。

今後、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づき、ブロック塀等改修整備の進捗状況についてフォローアップを定期的に行い、その結果を公表することとなります。貴部局におかれては、フォローアップの依頼があった際は速やかかつ確実な対応をお願いいたします。

なお、今回の確認結果によれば、ブロック塀等について安全点検が実施されていない施設が一部に見られることから、引き続き安全点検・安全対策の実施について遺漏なきよう御対応をお願いいたします。

(別紙) 社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等の状況の確認結果について

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、厚生労働省では、6月22日に全国の社会福祉施設等の管理者等を対象に安全対策の注意喚起を行うとともに、9月14日に都道府県に対して、ブロック塀等の安全点検の確認状況についてフォローアップ調査を行ったところです。

今般、その調査結果を下記のとおり取りまとめました。

記

1. 調査の項目

○調査対象：全国の社会福祉施設等（※）（以下「施設等」という。）

※保護施設等、障害保健福祉施設等、介護老人福祉施設等。

※同一敷地内で複数の施設等を運営している場合は、ブロック塀等の位置関係や施設の利用実態に応じていずれか1つの施設として回答。

○調査内容：施設等の敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀の耐震対策及び劣化・損傷の状況並びに応急対策状況等について

○調査時期：平成30年9月14日以降に調査を実施

2. 調査結果の概要

次頁以降をご参照ください。

3. 担当・問い合わせ先

○社会・援護局関係施設について

(1) 救護施設 ～ (5) 社会事業授産施設関係

厚生労働省社会・援護局保護課予算係（内線：2824）

(6) 隣保館 ～ (10) 地域福祉センター関係

厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係（内線：2857）

○障害保健福祉部関係施設について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係（内線：3022）

○老健局関係施設について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係（内線：3927）

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップ調査の結果
(総括表)

施設種別		(1) 回答施設数	(2) ブロック塀等を 有する施設数	(3) ブロック塀の安 全性に問題が なかった施設数	(4) ブロック塀の安 全性に問題が 見つかった施設 数	(5) 既に注意喚起 等の安全対策 を行っている施 設数
(1)	社会・援護局関係施設	1,172	723	211	82	55
(2)	障害保健福祉部関係施設	31,883	8,801	5,194	1,705	989
(3)	老健局関係施設	60,807	11,877	8,613	1,857	1,143
合計		93,862	21,401	14,018	3,644	2,187

(1) 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップ調査の結果（社会・援護局関係施設分）

施設種別		(1) 回答施設数	(2) ブロック塀等を 有する施設数	(3) ブロック塀の安 全性に問題が なかった施設数	(4) ブロック塀の安 全性に問題が 見つかった施設 数	(5) 既に注意喚起 等の安全対策 を行っている施 設数
(1)	救護施設	184	51	39	9	5
(2)	更生施設	20	7	3	1	1
(3)	授産施設（生活保護法に基づく授産施設）	14	2	1	1	1
(4)	宿所提供施設	10	4	2	1	1
(5)	社会事業授産施設（（3）に該当するものを除く）	62	7	5	2	1
(6)	隣保館	638	437	137	64	43
(7)	生活館	8	7	1	0	0
(8)	生活困窮者・ホームレス自立支援センター	17	11	4	2	2
(9)	へき地保健福祉館	22	20	1	1	1
(10)	地域福祉センター	197	177	18	1	0
合計		1,172	723	211	82	55

(2) 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップ調査の結果 (障害保健福祉部関係施設分)

施設種別	(1) 回答施設数	(2) ブロック塀等を 有する施設数	(3) ブロック塀の安 全性に問題が なかった施設数	(4) ブロック塀の安 全性に問題が 見つかった施設 数	(5) 既に注意喚起 等の安全対策 を行っている施 設数
(1) 障害福祉サービス事業所(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る)	13,341	3,250	1,835	633	388
(2) 障害者支援施設	2,082	399	264	79	43
(3) 療養介護事業所	114	36	22	9	5
(4) 共同生活援助	5,863	2,308	1,368	463	258
(5) 補装具製作施設	65	14	10	2	0
(6) 盲導犬訓練施設	10	4	3	0	0
(7) 点字図書館	41	5	4	1	0
(8) 聴覚障害者情報提供施設	27	3	3	0	0
(9) 障害児入所施設	268	67	47	13	10
(10) 児童発達支援センター	380	117	71	28	18
(11) 児童発達支援事業所	2,649	717	416	123	75
(12) 放課後等デイサービス事業所	5,436	1,514	949	272	135
(13) 福祉ホーム	97	24	17	2	0
(14) 地域活動支援センター	1,433	320	173	71	48
(15) 身体障害者福祉センター	68	22	12	8	8
(16) 盲人ホーム	9	1	0	1	1
合計	31,883	8,801	5,194	1,705	989

(3) 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップ調査の結果（老健局関係施設分）

施設種別		(1) 回答施設数	(2) ブロック塀等 を有する施設 数	(3) ブロック塀の 安全性に問題 がなかった施設 数	(4) ブロック塀の 安全性に問題 が見つかった 施設数	(5) 既に注意喚 起等の安全 対策を行っ ている施設 数
(1)	養護老人ホーム	685	131	93	27	21
(2)	特別養護老人ホーム	5,756	898	673	141	91
(3)	小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）	1,426	198	171	21	12
(4)	軽費老人ホーム（A型）	205	58	47	6	2
(5)	軽費老人ホーム（B型）	11	1	0	1	1
(6)	軽費老人ホーム（ケアハウス）	1,063	136	102	31	18
(7)	老人デイサービスセンター	19,603	4,358	3,071	695	443
(8)	老人短期入所施設	1,892	290	218	34	24
(9)	介護老人保健施設	2,943	534	370	113	66
(10)	小規模介護老人保健施設（定員29人以下）	87	20	11	5	5
(11)	小規模多機能型居宅介護事業所	2,878	610	451	100	60
(12)	小規模ケアハウス（定員29人以下）	81	6	3	1	1
(13)	認知症高齢者グループホーム	8,092	1,731	1,275	211	130
(14)	認知症対応型デイサービス	1,499	315	230	36	25
(15)	介護予防拠点	1,067	107	62	43	19
(16)	地域包括支援センター	2,600	295	198	65	45
(17)	夜間対応型訪問介護事業所	50	2	1	0	0
(18)	生活支援ハウス	262	15	10	3	1
(19)	老人福祉センター（A型）	801	136	87	38	28
(20)	老人福祉センター（特A型）	108	12	8	6	4

施設種別		(1) 回答施設数	(2) ブロック塀等 を有する施設 数	(3) ブロック塀の 安全性に問題 がなかった施 設数	(4) ブロック塀の 安全性に問題 が見つかった 施設数	(5) 既に注意喚 起等の安全 対策を行っ ている施設 数
(21)	老人福祉センター（B型）	262	48	27	20	18
(22)	在宅複合型施設	24	5	3	0	0
(23)	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	405	36	29	6	5
(24)	有料老人ホーム	8,309	1,793	1,357	236	117
(25)	都市型軽費老人ホーム	43	19	19	0	0
(26)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	354	49	41	6	2
(27)	看護小規模多機能型居宅介護事業所	254	65	50	9	4
(28)	介護医療院	47	9	6	3	1
合計		60,807	11,877	8,613	1,857	1,143

老総発0201第1号
老高発0201第1号
老振発0201第1号
老老発0201第3号
平成31年2月1日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長
高齢者支援課長
振興課長
老人保健課長
(公印省略)

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、平成28年台風10号により岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームで多数の利用者が亡くなったことを受けて、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）により、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いしていたところです。このたび、点検結果を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

当該結果においては、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた、非常災害対策計画（以下「計画」という。）を策定していない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるところですが、特に、計画を策定していない施設の要因を都道府県に確認したところ、

- ・ 施設が計画の策定の方法が分からない・難しい
 - ・ これまでも都道府県等から施設に対して計画の必要性を周知しているものの、その必要性が十分に認識されていない
- 等の要因が考えられるとのことでした。

一方で、今回の調査結果で計画策定率が比較的高い結果となった都道府県では、

- ・ 管内施設への計画策定マニュアルやモデル計画の提供により、計画策定の向上を図っている
- ・ 介護保険部局と土木（砂防）部局等が連携し、連絡会等を開催すること等により、水害・土砂災害のおそれのある箇所立地している施設の情報共有を行っている
- ・ 施設の新規指定・指定更新時や集団指導・実地指導時において、計画策定状況や計画内容のきめ細やかな確認を行っている

など、関係者の防災意識を高めながら、計画策定の向上に向けた取組を行っていることも明らかとなりました。

これらを踏まえ、都道府県におかれましては、改めて管内市町村及び施設に対し、①計画や避難訓練の必要性と併せて、別添のような計画策定マニュアルやモデル計画を提示・周知いただくとともに、②必要に応じて土木（砂防）部局等と連携した上で、③施設が属する地域・地形で起こりうる災害に対応できる計画の策定等が速やかに行われるよう、集団指導や実地指導等のあらゆる機会を通じて重点的な指導・助言をお願いいたします。

また、調査要領等を見直し^{*}た上で、平成31年3月31日時点の状況を改めて確認する予定としておりますので、予めご承知おきください。

(※) 計画は、火災や地震のみではなく、施設が属する地域・地形によって起こりうる水害や土砂災害等も含む災害に対し、網羅的に対応できるものであることとしていますが、例えば、土砂災害のおそれがない箇所立地している施設にまで土砂災害を含む計画の策定を求めているものではないことを明確化すること等を想定しています。

(15) 医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 7,057,333円

医療介護提供体制改革推進交付金(以下「交付金」という。)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して作成した計画(以下「都道府県計画」という。)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等を国が交付するものである(以下、造成された基金を「確保基金」という。)

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(以下、確保基金から取り崩して助成したものを「県助成金」という。)

基金事業の対象は、管理運営要領により介護施設等の整備に関する事業等の5事業とされており、このうち、介護施設等の整備に関する事業の対象は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「定期巡回事業所」という。)等の介護施設等の開設時等に必要な初度経費を支援する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(以下「開設準備支援事業」という。)等とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、県助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱(以下、管理運営要領と助成要綱を合わせて「管理運営要領等」という。)を定めて、管理運営要領等に基づき、市町村が事業主体の実施する開設準備支援事業等に対して助成金(以下「市助成金」という。)を交付する事業を対象として、県助成金を交付している。

開設準備支援事業に係る県助成金の交付額は、管理運営要領等に基づき、介護施設等の区分ごとに所定の額の範囲で都道府県知事が定める額に施設数等に乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額とすることなどとなっていて、開設準備支援事業の対象経費は、初度経費に該当する備品購入費等とされている。また、開設準備支援事業を実施する事業主体は、事業実績報告書を市町村を経由して都道府県に提出することとなっている。

本院が、^(注1)3県において県助成金を財源とする市助成金の交付を受けた12市の23事業主体が実施した開設準備支援事業を対象に会計実地検査を行ったところ、^(注2)^(注3)2県の2市の2事業主体が実施した開設準備支援事業において、初度経費に該当しない経費を含めて対象経費の実支出額を算定していたため、県助成金計10,586,000円(交付金相当額7,057,333円)が2県の確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において対象経費を適切に計上することについての認識が欠けていたこと、2市において事業主体から提出された市助成金の事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、2県において市から提出された県助成金の事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 3県 埼玉、千葉、神奈川各県

(注2) 2県 埼玉、千葉両県

(注3) 2市 和光、千葉両市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉県は、平成28年度に、定期巡回事業所に係る開設準備支援事業として、和光市に対して県助成金10,300,000円(交付金相当額6,866,666円)を交付しており、同市は、県助成金を財源として事業主体である長谷川介護サービス株式会社に対して定期巡回事業所の開設時に必要な初度経費について、同額の市助成金を交付していた。

そして、同社は、29年3月に同市に提出した事業実績報告書において、29年2月の定期巡回事業所の開設時に必要な初度経費に該当するとして、定期巡回事業所等に設置する緊急通報装置の購入及び設置工事に係る経費を含めて、対象経費の実支出額を10,666,571円と算定していた。

しかし、同社は、緊急通報装置の実際の使用開始時期を30年5月以降と見込み、開設から1年後の30年2月の会計実地検査時点においても、当該装置を納入業者に保管させたまま、設置工事も実施していなかったことから、これらに係る経費は初度経費には該当しないと認められるのに、事業実績報告書において、29年1月に当該装置を定期巡回事業所に納品させ、設置工事を実施したとする事実と異なる納品書等に基づき、当該装置の購入及び設置工事に係る経費等7,669,352円を対象経費の実支出額に含めていた。

したがって、適正な対象経費の実支出額により県助成金の交付額を算定すると2,997,000円となり、前記県助成金の交付額との差額7,303,000円(交付金相当額4,868,666円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

以上を補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(191) 厚生労働本省	埼玉県	和光市	医療介護提供体制改革推進交付金	28	10,300	6,866	7,303	4,868	補助の対象外
		長谷川介護サービス株式会社(事業主体)							
(192) 同	千葉県	千葉市	同	27	10,278	6,852	3,283	2,188	同
		有限会社鎌野(事業主体)							
(191)(192)の計					20,578	13,718	10,586	7,057	

(2) ユニットケアに関する研修について

ユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修については、平成 29 年 6 月 1 日付け「「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」（厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により実施いただいているところである。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）等はこれらの研修の実施主体であるが、その実施に当たっては、自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託することができる。

ただし、委託を行った場合であっても、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、研修を複数の団体に委託する場合には、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修を実施する団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。

また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。

研修の実施に当たっては、研修受講者の利便性を鑑み可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

(3) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止並びに事故発生の防止及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

ア インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。

また、今冬、高齢者施設におけるインフルエンザ集団感染が相次いで報告されたことから、管内市区町村及び介護保険施設等に対して高齢者介護施設における感染対策マニュアル等の活用を再周知いただくとともに、本マニュアルに従い、インフルエンザの予防及び感染拡大の防止等の対応においてご協力いただいたところである。

都道府県におかれては、今後も、介護保険施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成30年11月27日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>
- ・インフルエンザQ&A（平成30年度）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- ・国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策については、今冬も介護保険施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、介護

保険施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について」(平成30年12月14日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」(平成30年12月5日付厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日付雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：平成30年5月31日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

ウ その他、多数の高齢者が利用する介護保険施設等においては、感染症が集団発生しやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日付厚生労働省告示第268号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

エ 施設内の感染症、食中毒の予防やまん延の防止に当たっては、平成25年3月にまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>)を参考に取り組んで頂いているところであるが、感染症に関する新しい知見や制度改正等を踏まえ、現在、見直しの作業を行っているところである。改正後のマニュアルは、平成30年度内に公表する予定であるため、平成31年度からは、改正後のマニュアルに従って感染症・食中毒の予防やまん延の防止に努めていただくよう、管内施設に周知いただきたい。

(4) 介護保険施設における身元保証人等の取扱いについて

介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態については、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において、実態を調査した報告書が公表されている。

当該調査結果を踏まえて、平成 30 年 8 月に、各都道府県に「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」

(平成 30 年 8 月 30 日付け老高発 0830 第 1 号・老振発 0830 第 2 号通知) を発出したところ。

平成 30 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

【参考】

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書

※https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html

- 「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」(平成 30 年 8 月 30 日付け老高発 0830 第 1 号・老振発 0830 第 2 号通知)

老高発 0830 第 1 号
老振発 0830 第 2 号
平成 30 年 8 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局
高齢者支援課
振 興 課

市町村や地域包括支援センターにおける
身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

我が国においては、少子高齢化が進展し、高齢者の単身世帯が増加していることを背景に、主に一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態（以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。）が生まれている。

こうしたサービスの需要は、今後一層高まっていくことが見込まれている一方で、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明らかではなく、また、利用者からの苦情についてもほとんど把握されていないことに鑑み、消費者委員会は、平成 29 年 1 月 31 日に、当該事業に係る消費者被害を防止する観点から、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）を取りまとめた。

当該建議において、「厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対してヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。」等とされていることを踏まえ、厚生労働省は、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）において実態調査を行うとともに、利用者に対する支援の在り方について検討を行い、報告書が取りまとめられたところである。

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合の取扱いを下記のとおり示すので、貴管内市町村へ周知するとともに、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は消費者庁消費者政策課と協議済みであり、その内容は同課から

各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

1. 身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

高齢者の単身世帯が増加していること等を背景に、身元保証等高齢者サポート事業の需要は今後も一層高まっていくことが見込まれているが、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を利用する場合、高齢者等は、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すれば良いのか分からない、どの機関に相談したら分からない等の不安を抱えている。

こうした課題に対応するため、調査研究事業は、高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料（以下「ポイント集」という。）を作成した。

市町村や地域包括支援センターにおいては、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合は、別添のポイント集を適宜活用し、適切な助言を行うようお願いする。

また、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を安心して利用するためには、当該事業による消費者被害を防ぐことも重要であることから、消費者行政部局との連携を一層促進し、必要な情報共有や、関係部署間の連携体制の構築等に努められたい。その際、一部の市町村等の消費者行政部局においては、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づいて設置できる消費者安全確保地域協議会を活用し、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組みを行っていることを踏まえ、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携を図られたい。

2. 介護施設等における身元保証人等に求める役割

介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態については、消費者委員会が平成 29 年 1 月に取りまとめた建議において、実態の把握等が求められている。

これを踏まえ、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において、介護施設等が身元保証

人等に求める役割等の実態を調査した結果が公表されたところである。

本調査の結果、介護施設への入所（入院・入居）時に本人以外の署名を求めている施設は 95.9%を占めており、施設側が身元引受人等に求める機能・役割は、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避、本人の能力が衰えた場合における身上保護および財産管理に大別されることが明らかとなった。

なお、平成 30 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行うようお願いする。

【参考】

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」報告書

※<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=32522>

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書

※https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html

「身元保証」や 「お亡くなりになられた後」を 支援するサービスの契約を お考えのみなさまへ

- 日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい
- 入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている
- 自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安

このような思いをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を提供する事業者があります。内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前によく確認することが重要です。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントをお伝えします。

🌸 高齢者サポートサービスとは？

- ◆ お一人暮らしの高齢者、お子さんがいらっしゃらなかったり、遠くにお住いの高齢者の方は、医療機関への入院・介護施設等への入居の際の身元保証人（身元引受人）の手配や、亡くなった後の葬儀の手配や遺品整理について不安を抱えることが多くあります。
- ◆ そのほかにも、日々の見守りなどこまごまとしたことをしてくれたり、気軽に相談に乗ってくれたりする人を必要とすることがあります。
- ◆ こういった要望に応じて、有償でこれらの不安にこたえるサービスが「高齢者サポートサービス」です。具体的には、以下のようなサービスが含まれます。
※常に以下の3つ全てが提供されるわけではなく、事業者によってサービスの組み合わせが異なるのでご注意ください。

①日常生活支援サービス



親族に急な連絡をしたい、お買い物の手伝いをして欲しい

(サービス内容)

緊急時の親族への連絡や、買い物の手伝いなどを行います

②身元保証サービス



病院や施設に入りたいが、「保証人が必要」と言われてしまった

(サービス内容)

医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証します

③死後事務サービス



自分がもし死んだら、部屋の退去や病院の支払いはどうしたら良いのだろう・・・

(サービス内容)

遺体の確認・引き取り、住んでいた部屋の原状回復などをします

高齡者サポートサービスを契約する前に… 「身元保証」や「死後事務」にまつわる基礎知識

（身元保証に関する基礎知識）

- ◆ 身元保証サービスは、入院や介護施設への入所に際して、お金等の心配がある方のために、支払を一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になったりしてくれるサービスです。
- ◆ その際に支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になってくれる人を身元保証人と言います。
- ◆ 基本的に身元保証人がいなくても入院や介護施設等への入居は可能です。

（死後事務に関する基礎知識）

- ◆ 死後事務サービスとは、家族・親族など身寄りがない方が亡くなられた後に、葬儀や入院・入所費用の支払いなどの事務手続きを代行してもらうことができるサービスです。
- ◆ 高齡者サポートサービスの提供事業者以外にも、地域によっては自治体や社会福祉協議会、あるいは弁護士・司法書士が死後事務の支援を提供している場合もあります。



（もしもの時に直面しがちなこと）

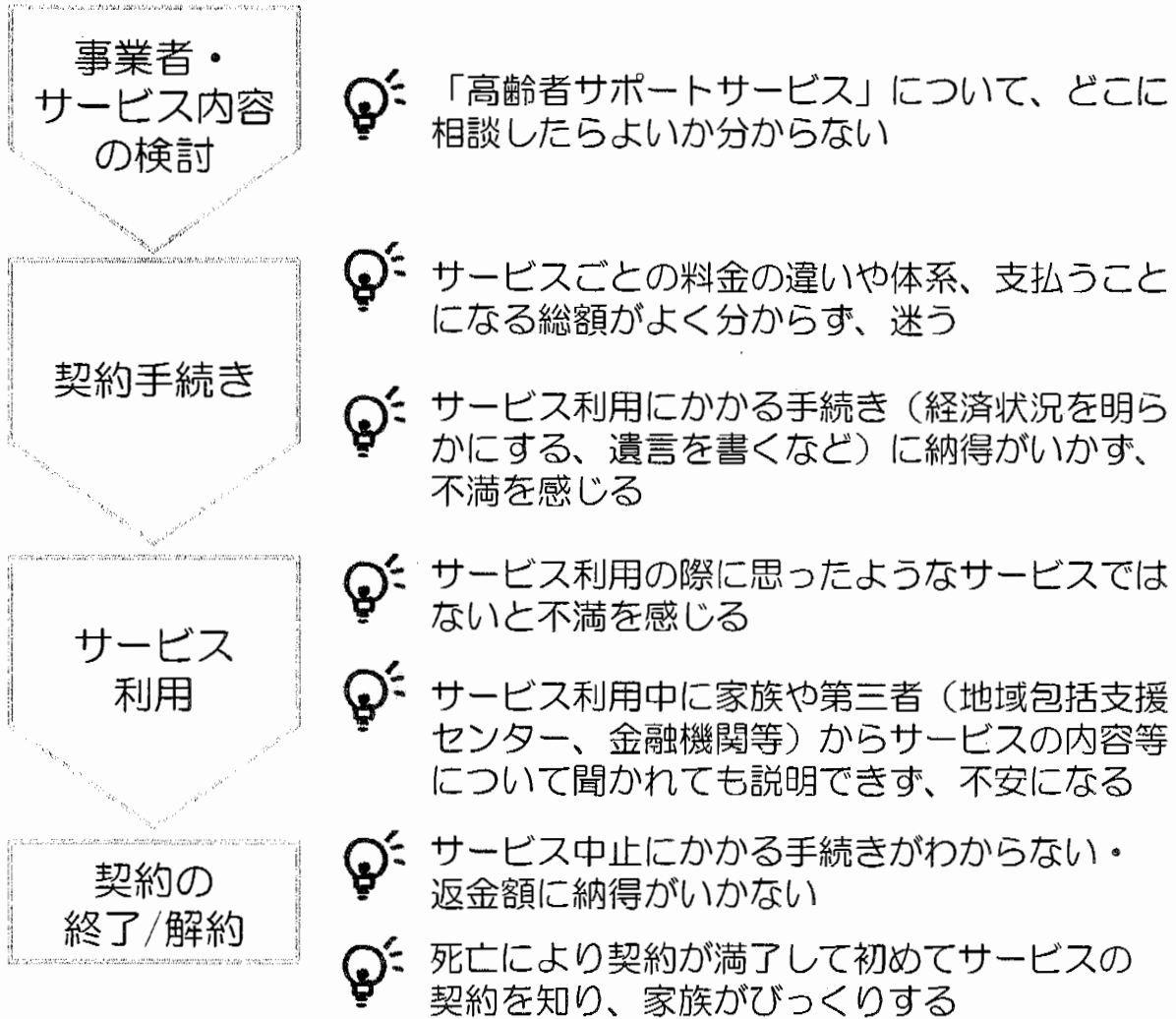
- 入院にあたって病院から身元保証人（身元引受人）を求められた
- 自分に何かあった時に親族に連絡できない



お悩みごとを抱えて誰に相談したら良いか分からない時は、すぐに契約するのではなく、本当に高齡者サポートサービスが必要かどうかを含め、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。

高年齢者サポートサービス利用の基本の手続きと 起こりがちな悩み・トラブル

- ◆ 「高年齢者サポートサービス」を利用する際は、以下の手続きが基本となりますが、次のような悩み・トラブルが起こる場合があることに注意が必要です。



（悩みやトラブルの例）




手術を受けたいけれど、もう保証人を頼める人がいない



姪に迷惑をかけたくなくて契約したのに、騙されているかもしれないと怒られてしまった

入院した時に保証人を契約したけれど、料金が高い



 **高齢者サポートサービスを利用する時は
以下の点をよく確認しましょう！**



◆ 事業者と話し合う前に、自分でも以下のような点をよく考えてみましょう。

※ 自ら情報を集め、判断し、意思決定することに不安がある場合は、意思決定を支援する仕組みも利用できます。詳しくはp8の相談先にご相談ください。

 **以下をチェック！**

**①要望の
整理
(p6へ)**

自分が何をしてほしいか明確にする。
(生活支援・身元保証・死後事務、その内容)

**②支払い能力の見極め
(p6へ)**

利用のたびにお金がかかるサービス、月ごとの手数料がかかるサービスの場合、使う可能性がある期間(例えば平均余命)を想定して総額を計算してみる。

自分の資産状況と照らし合わせて、支払えるかどうかを検討する。

**③サービス内容の確認
(p7へ)**

自分がしてほしいこと、期待することを明確にして事業者伝える。

事業者ができないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。

また、契約書(案)の内容は変更することができる場合もあるので、積極的に希望を出す。

**④今後のことを考えて
(p7へ)**

自分の認知能力・身体能力が衰えた時にも適切なサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているかについて書面に残し、緊急連絡先等と共にわかりやすいところに保管する。

契約の内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。



不安がある時は公的な相談機関である「消費生活センター」などに相談しましょう。

ここでは、よくある相談事例を紹介しつつ、高齢者サポートサービスの利用を考えている方の主な不安と、チェックポイントを紹介します。

チェックポイント① 要望の整理

- ◆ 老後の不安は誰もが持っているものです。
- ◆ サービスを契約する前に、ご自身は何が心配なのか、何をサービスに期待するのかを考えてみましょう。

(相談事例)

Aさんはご高齢の夫婦2人暮らしです。子どもはおらず、知り合いも減ってきて、これからのことを考えると不安になりますが、頼りになる相手がいませんでした。

そんな時、テレビで、会費を払えば困ったときに助けてくれる高齢者サポートサービスがあることを知りました。

夫婦2人で地域包括支援センターに相談し、話し合った結果、病院に入院したときの身元保証、死後の事務手続き、体調が悪くなったときの生活支援を利用したいと思い、高齢者サポートサービスの検討をはじめました。

チェックポイント② 支払い能力の見極め

- ◆ 高齢者サポートサービスには、利用するたびにお金がかかるものや、毎月一定額のお金がかかるものがあります。
- ◆ ご自身が何をどのくらい利用しそうか考えてみましょう。

(相談事例)

Bさんは1人暮らしです。少しの貯蓄と年金があり、普段の暮らしには困っていませんでした。入院した時に保証人が必要と言われ、病院で情報提供を受けて高齢者サポートサービスを契約しました。

退院後にも継続できる契約だったので、続けるのかと聞かれて不安になり、消費生活センターに相談しました。事業者から改めて説明を聞き、自分の年金・貯蓄額を比べた結果、自分でも支払える金額だと納得し、契約を継続することにしました。

🌸 チェックポイント③ サービス内容の確認

- ◆ 高齢者サポートサービスの生活支援は、緊急時専用だったり、他と比べて割高になることがあります。
- ◆ ご自分が受けたいサービスが利用できるか、具体的な例で確認しましょう。

(相談事例)

Cさんは1人暮らしです。元気ですが、歳を取るにつれて、誰かに手伝って欲しいと思うことが増えてきました。いざという時のことも心配です。

そんなとき、雑誌で高齢者サポートサービスを知りました。身元保証や死後の事務をサポートしてくれるのはありがたかったですが、自分の住む地域では日常生活支援のサービスを提供できないと回答があったので、身元保証と死後事務のみの契約とし、日常生活支援のサービスは別の事業者を探してそちらを利用することにしました。

🌸 チェックポイント④ リスクへの備え

- ◆ もしものときは、せっかくの備えを自分で周りに伝えることができなくなることがあります。
- ◆ 契約しているサービスの内容や連絡先を、わかりやすいところに掲示しておくのも一つの手段です。

(相談事例)

Dさんのお父さんは、遠方で1人で暮らしています。先日、玄関で倒れているところを近所の方が見つけて入院しました。幸い、一命をとりとめました。

Dさんは、この時初めてお父さんが高齢者サポートサービスを契約していることを知りました。Dさんは高齢者サポートサービスを知らなかったので不安になり、お父さんと話し合いました。その結果、今度またいざという時に迅速に入院手続きを含め対応できるよう、契約している高齢者サポートサービスの連絡先を冷蔵庫に貼り付けておくことにしました。

相談先のご紹介

- ◆ 保証人を求められた時など何か困った時には、自分だけで抱え込まず、お住まいの地域にある支援機関に相談しましょう。

<地域包括支援センター>

どこに相談すれば良いか分からない時は、まずはお住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

<消費生活センター>

契約に関することで分からない時は、お住まいの地域のお近くの消費生活センターに相談してください。

3. 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営の推進について

(1) 有料老人ホームに対する指導の徹底について

有料老人ホームについては、利用者保護の観点から、事業停止命令の創設、前払金保全措置の義務の対象拡大等の見直しを行った老人福祉法が昨年4月1日に施行されたところである。

制度改正の趣旨に鑑み、引き続き有料老人ホームに対する指導徹底をお願いしたい。

特に、従来お願いしているところであるが、有料老人ホームの届出の手続については、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として義務づけているものであることから、関係部局との連携等を通じ、十分な実態把握に努めるとともに、届出促進に向けた取組の徹底をお願いしたい。

また、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対しては、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施するとともに、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、老人福祉法に基づく罰則の適用も含めて厳正な対応をお願いしているところである。今般の老人福祉法の見直しにおいて、従来前払金の保全措置の義務の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームに対しても、平成30年4月1日から3年を経過した日以降に新たに入居した者から義務の対象となることから、新たに義務づけの対象となる設置者に対して十分に周知を図るとともに、従来保全措置の対象となっている設置者に対しても、その実施状況を確認するなど、前払金の保全措置に係る指導の徹底をお願いしたい。

(2) 有料老人ホーム等に係る軽減税率制度の周知について

本年10月1日の消費税引き上げに伴い、軽減税率制度が導入される。軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることになっている。

このため、「消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について」（平成30年11月6日事務連絡）を発出し、管内の事業者への周知をお願いしているところである。本年10月の施行に向けて、事業者における対応に遺漏なきよう、引き続き十分な周知をお願いしたい。

なお、自治体が事業者向けに実施する集団指導において軽減税率制度について周知を行う場合に、高齢者住まい事業者団体連合会と連携して講師を派遣するなど、軽減税率制度の周知を支援しているところである。これまでも講師派遣の希望を伺い、対応可能な範囲で講師の派遣を行ってきたところであるが、施行に向けて引き続き実施する予定であるため、集団指導を実施する予定がある自治体においては、積極的にご相談いただきたい。

(3) サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について

サービス付き高齢者向け住宅の登録については、高齢者の居住の安定確保に関する法律において、5年ごとにその更新を受けることとされている。

しかしながら、一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新がされていないものが見受けられることから、通知「サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について」（平成31年2月4日老高発0204第1号、国住心第519号）を発出し、登録事業者に対する周知徹底をお願いしているところである。

福祉担当部局におかれては、住宅部局と連携して、制度の適正かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

(4) 有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（再周知）

有料老人ホーム等における事故に関しては、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成24年5月25日事務連絡）において、設置者に対する事故原因の調査及び再発防止策の策定に係る指導の徹底並びに再発防止策の実施状況の確認をお願いするとともに、設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかな高齢者支援課への情報提供をお願いしているところである。

これまでも累次にわたってお願いしてきているところであるが、引き続きご協力いただくよう改めてお願いする。

(連絡先) 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 上野・明地

電話番号：03-5253-1111（内線3981）、03-3595-2888（夜間直通）

FAX 番号：03-3595-3670

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 6 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部御中
住宅担当部御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について

来年 10 月 1 日の消費税引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることとなっております。

※軽減税率制度については、次の資料をご参照ください。

・よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】(下記 URL にアクセスし、ダウンロードして下さい。)

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

・別紙 1 消費税の軽減税率制度に関する Q&A(個別事例編) ※特に問 60、問 63

【国税庁消費税軽減税率制度対応室】

・別紙 2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令

・別紙 3 高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関する Q&A

【高齢者住まい事業者団体連合会】

有料老人ホーム等の事業者においては、軽減税率制度の導入に向けて、

・各事業所が提供している食事に対する軽減税率の適用の確認

・入居者への周知

・会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合、当該ソフトの対応状況の確認

等の対応が必要となります。

担当部局におかれては、軽減税率制度の円滑な施行に向けて、管内の事業者に対して早期に対応を進めるよう周知いただくとともに、事業者に対する研修の機会等も活用した周知をよろしく申し上げます。

有料老人ホームにおける軽減税率の扱いについて

○有料老人ホームについては、下記の要件をいずれも満たす食費が軽減税率の対象となる

■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

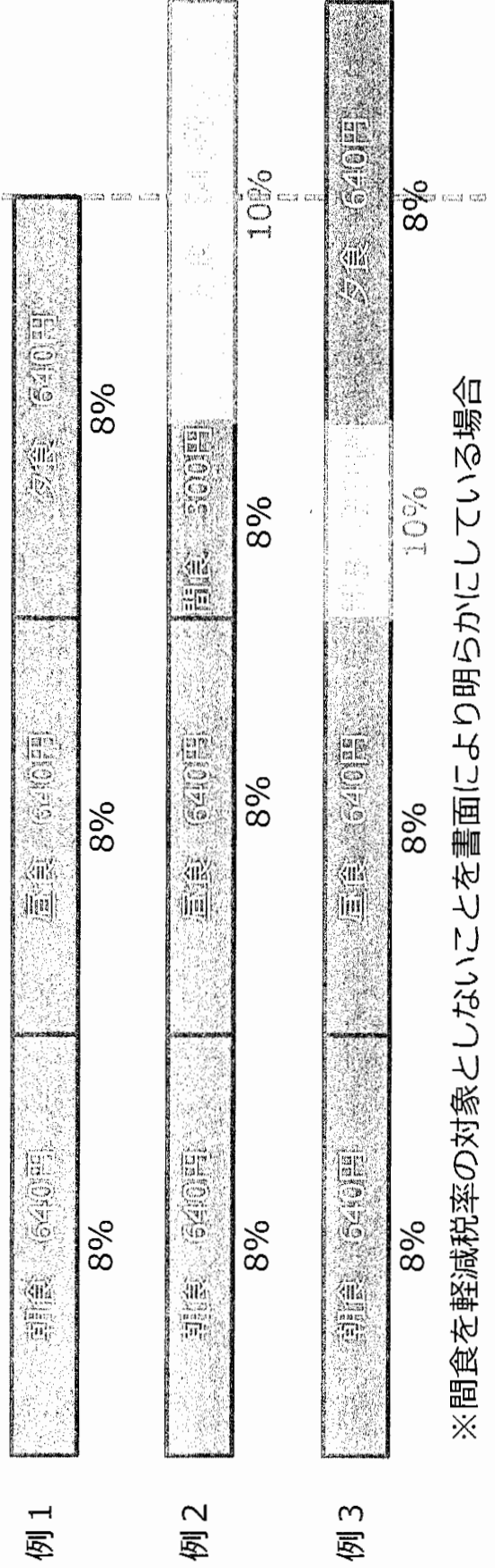
例 640円 → 8%

650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、書面により累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。

1,920円



※間食を軽減税率の対象としないことを書面により明らかにしている場合

平成31年 2月 4日
老高発0204第1号
国住心第519号

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について

サービス付き高齢者向け住宅については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づき、平成23年10月から約7年にわたり供給されてきており、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新に係る周知徹底等について」（平成28年7月14日付け老高発0714第1号・国住心第70号）により、登録事業者における登録の更新の申請手続について周知徹底等をお願いしてきたところである。

しかし、一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新がされていないものなど、サービス付き高齢者向け住宅として適切に運営がなされていないおそれがあるものが見受けられる。については、下記の事項にご留意の上、法の適正かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

記

1. 事業の登録の更新に係る周知徹底について

事業の登録については、法第5条第2項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなり、都道府県知事は法第13条第1項第2号の規定により登録を抹消しなければならない。また、登録の効力を失った後も従前と同様に事業を続けた場合、法第14条の名称の使用制限の規定に抵触するおそれがあるとともに、法第23条の老人福祉法（昭和38年法律第133号）の特例の規定が適用されなくなることから、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものについては、同項に基づく届

出が必要となる。さらに、登録を要件とする国の補助金の交付を受けて整備したサービス付き高齢者向け住宅等については、補助金の返還や税制優遇の適用要件不適合等の事由に該当することとなる。

については、かねてよりお願いしているところであるが、登録事業者における登録の更新の申請手続に遺漏のないよう、貴管内の登録事業者に対して、より一層の周知徹底を図られたい。

2. 登録の更新手続に係る速やかな処分について

一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新の申請があったものの、長期間にわたり処分がなされていないものが見受けられる。単に手続に時間を要している場合には、速やかに登録の更新手続に係る処分を実施されたい。

また、登録の更新に際して、登録された登録事項が事実と異なることや、登録事業が法第7条第1項各号に掲げる基準に適合しないことが判明した場合には、必要に応じて、法第25条に基づく指示、さらには、法第26条第2項に基づく登録の取消しなどを活用し、更新手続が速やかに進むよう適正かつ円滑な対応をお願いする。

以上

事務連絡

平成24年5月25日

各 { 都道府県 } 福祉担当部 殿
指定都市 住宅担当部
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて

平成24年3月、茨城県内の有料老人ホームにおいて、入居者の方が、亡くなってから相当の期間が経過してから発見されたという案件があったことは誠に遺憾です。

今般、この案件については、当該有料老人ホームの設置者において、原因の究明と再発防止に係る取組みが検討され、その結果について、茨城県を通じて厚生労働省まで情報提供がありました。(別紙参照)

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)の入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、貴管内における有料老人ホーム等の運営者に対して、別紙の内容を参考に、事故原因の調査と再発防止策の策定について、指導の徹底をお願いいたします。また、再発防止策が適切に実施されているかどうかについても確認するよう、お願いいたします。

また、事故が発生した有料老人ホーム等については、今後、下記のとおり、情報提供について御協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 有料老人ホーム

イ 情報提供体制の整備

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け老発第0718003号。以下「指針」という。)」において、その指導上の留意点を示しているところですが、当該指針に関しては、平成24年3月16日付け老発0316第1号により一部改正を行い、有料老人ホーム設置者に対する事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定を追加したところです。

当該改正の趣旨を鑑み、貴団体に対して有料老人ホーム設置者から、入居者に対す

る処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかに厚生労働省老健局高齢者支援課まで情報提供をお願いいたします。

なお、入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・入居者に対する虐待
- ・有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・有料老人ホームにおける火災事故
- ・地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷

ロ 情報提供の内容

① 事故の発生時点

- ・事故の発生日
- ・事故が発生した有料老人ホームの名称、住所、届出の有無
- ・当該有料老人ホーム設置者の名称
- ・事故の概要

② 事故後の再発防止策の策定時点

- ・事故の原因に係る調査結果
- ・当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容

ハ 連絡先（厚生労働省）

- ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林
電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】
FAX 番号：03-3595-3670

2. サービス付き高齢者向け住宅

イ 情報提供体制の整備

サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合についても、有料老人ホームと同様に、情報提供をお願いいたします。なお、サービス付き高齢者向け住宅については、厚生労働省と国土交通省の共管となっておりますので、両省に情報提供をお願いいたします。

ロ 連絡先（厚生労働省・国土交通省）

- ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林
電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】
FAX 番号：03-3595-3670

・国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口
電話番号：03-5253-8111（内線 39855） 03-5253-8952【夜間直通】
FAX 番号：03-5253-8140

【連絡先】

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林

電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口

電話番号：03-5253-8111（内線 39855） 03-5253-8952【夜間直通】

茨城県内の有料老人ホームにおける事故及び再発防止について

1. 事案の概要

- ・平成24年3月24日、入居者と電話連絡がとれなかった親族からの依頼を受けて、当該有料老人ホーム設置者の職員が室内を確認し、死亡している当該入居者を発見。
- ・医師による検案では、死因は急性心不全と推定。
- ・新聞受けに残されていた新聞の日付より、3月17日を死亡日と推定。

2. 事案の原因

- ・入居者より「自立した生活をしたいので、干渉してほしくない」という要望があり、以下のような状況となっていた結果、当該入居者と職員及び他の入居者との関わりが薄くなっていたことが原因と考えられる。

イ 独立した専用玄関を有する居室で生活していたこと

ロ 食事、居室清掃・洗濯等の日常家事を入居者自身が行っていたこと

3. 再発防止策

イ 入居契約等における取組み

- ・自立の入居希望者に対して、入居者のプライバシーを尊重しつつ最低限度の安否確認及び見守りを行うことを条件に入居契約を締結する。
- ・入居者から、入居後に安否確認等を拒否されるようになった場合は、入居者本人及び身元引受人と具体的な対応方法を協議する。

ロ 見守り体制の強化

- ・健康管理、食事、施設内のレクリエーションの際に、入居者の様子を観察する。
- ・一定時間人の動きがないと通報される生活リズムセンサーを居室のドア、トイレ等に設置する。特に、今回の事故が起きた居室は専用玄関を有しているため、今後の入居契約においては、職員による定期的な安否確認や状況確認の受け入れを契約上で義務付ける。
- ・入居者のプライバシーを重視しつつ、入居者の日常的な行動（声の張り、歩行時の足取り、食事の食べ残し等）から得られた情報を職員が相互に共有することで、入居者の心身に係る状態を適時把握し、適切な施設サービス提供のアセスメントとして取り入れる。

ハ リスクマネジメントの強化

- ・今回の事故を教訓に、職員の教育に努め、施設サービスの向上を図る。
- ・地方公共団体や、全国有料老人ホーム協会への報告を徹底し、指導・助言を真摯に受けながら適正な運営を行う。

4. 高齢者虐待の防止等について

高齢者虐待については、平成 29 年度に全国で約 1 万 8 千件の虐待事案が発生しており、年々増加傾向にあります。

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、住民に最も身近な行政主体である市町村が、虐待の通報を受け、速やかに事実確認を行うとともに、生命または身体に重大な危険が生じているおそれがある場合には、一時保護や立入調査等の措置を講じることとされています。一方、都道府県は、養介護施設従事者等による虐待での老人福祉法または介護保険法の規定による権限の行使や養護者による虐待での市町村に対する必要な助言等を行うことが求められています。

とりわけ死亡事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で事後に把握した場合に特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう、これまでもお願いしているところです。

また、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法・老人福祉法上の指導監督を行う都道府県と虐待対応を行う市町村との間で十分情報共有・連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導（勧告）に対する改善計画（取組）については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた改善取組を評価することが不可欠です。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、以下の点にも十分御留意の上、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応に努めていただくようお願いします。

（1）法に基づく対応状況等に関する調査における平成 29 年度調査結果の公表及び平成 30 年度調査の実施

当該調査は、都道府県及び市町村の御協力の下、毎年実施しているところであり、平成 29 年度調査結果については、今月公表することとしています。

今回の調査では、提出期限の大幅な遅延や提出後の回答データの修正が相次ぎ、国での集計・分析、公表作業において支障が生じたところであり、来年度以降、遺漏なきよう対応をお願いします。

なお、平成 30 年度調査については、民間団体等に委託して実施する予定にしているため、お含み置きください。

(2) 市町村等の高齢者虐待に関する体制整備の充実

①相談・通報体制の構築

高齢者虐待については、実態把握により潜在化している虐待事案を早期に発見して顕在化させ、迅速かつ適切に対応していくことが重要であり、そのためには市町村等での相談・通報体制の構築は不可欠です。

状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発見される可能性があることを踏まえ、市町村に対し、電話・メール・インターネット・SNS での相談・通報受付、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、警察・医療機関等との連絡・連携協力体制等の構築に向けた働きかけをお願いします。

また、困難事例等については市町村単独では対応が難しい場合があることから、都道府県におかれましては、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置し、市町村等の対応について、専門的見地から適切な助言・支援をお願いします。

②専門人材等の十分な人員体制の確保

市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備については、市町村間でバラツキがあるため、高齢者虐待を担当する市町村職員等の対応力を強化しつつ、全体として底上げを図っていくことが重要です。

具体的には、都道府県が市町村職員等を対象に、法制度の理解や成年後見制度の利用促進だけでなく、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等の研修を実施することによって先進的事例の横展開を促し、市町村職員等の対応力の強化を図ることが考えられますので、積極的な取組をお願いします。

③養護者支援の拡充

養護者による高齢者虐待の主な発生要因として「介護疲れ、介護ストレス」が挙げられており、これらの要因を軽減させるための取組として養護者のレスパイトケア等が効果的であると考えられます。

具体的には、市町村等の高齢者虐待の相談・通報窓口の周知やレスパイトケアや怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメントの理解促進のための地域住民向けのリーフレットを作成・配布することによって、虐待の未然防止・早期発見等の効果が期待できます。また、近隣住民からの通報が発見の端緒となる事案も少なくないことから、

地域住民に向けたシンポジウム開催も有効です。さらに、養護者による虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等との連携の下、弁護士・社会福祉士・医師等の専門職を派遣し、介護負担・ストレス軽減に受けた精神的・医療的な支援や養護者支援のための地域の受け皿づくり等も有効です。

とりわけ介護保険サービスを利用していない場合には、虐待の深刻度が高くなる傾向があるため、介護保険サービスの適切な利用促進を図ることも重要です。

都道府県におかれましては、こうした市町村の取組強化について、側面的な支援をお願いします。

④介護相談員の活用促進

介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性があります。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護相談員派遣等事業の実施が考えられますが、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状です。

介護相談員派遣等事業については、来年度の保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標に追加される予定ですので、介護相談員の積極的な活用に向けて、未実施市町村を中心に事業効果等の周知をお願いします。

(3) 介護現場での専門的な人材の資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、職員個人が必要な知識や技術を修得していなかったり、専門職として要する倫理観を理解していなかったり、ストレス対応に課題があることなどが直接的な原因と考えられますが、その背景には業務改善や組織体制の見直しが必要な場合も多く、職員個人の問題ではなく組織全体の問題として捉えることが重要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待において、高齢者虐待の防止や被虐待高齢者の保護が専門的知識に基づいて適切に実施されるよう、介護施設等の施設長や指導的立場にある者を対象に、法制度の理解、介護に関する実践的手法の修得や怒りの感情のコントロー

ル等を含むストレスマネジメントを含む職員のストレス対策のための研修を実施するなど、介護現場での専門的な人材の資質向上をお願いします。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進については、法第 28 条に規定されているところですが、平成 29 年度の養護者による虐待における成年後見制度の利用人数は 1,410 人であり、被虐待高齢者数と比較すると利用が低調でした。

養護者による高齢者虐待において、成年後見制度の利用が効果的な方策の一つであることを踏まえ、市町村との連携の下、高齢者の経済的虐待やネグレクトの防止の観点から、成年後見制度の利用促進をお願いします。

(5) セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、法上、高齢者虐待の定義に含まれていませんが、市町村において高齢福祉・生活困窮者・障害福祉・環境衛生等の関係部署や介護支援専門員・民生委員・都道府県・医療機関・警察等の関係部署と連携した対応や、高齢者虐待に準じた対応がなされているところです。

また、高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引による高齢者の被害についても、法第 27 条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところです。

都道府県におかれましては、市町村でのセルフ・ネグレクトや財産上の不当取引に係る対応について改善等が必要と認められる場合には、法律の範囲内で適切な支援・助言をお願いします。

(6) 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、都道府県の御意見も踏まえ、平成 29 年度に抜本の見直しを行ったところですが、来年度、新たに養護者支援の拡充や財政的支援の充実を図る予定にしているため、積極的に御活用いただき、管内市町村への更なる支援をお願いします。

(7) 特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査の実施

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。以下同じ。）への入所申込者の状況に関する調査については、直近では平成 28 年度に実施・公表したところですが、前回調査から一定期間が経過しているおり、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議）」においても 2020 年代初頭までに介護の受け皿を 38 万人以上から 50 万人以上へ拡大することなどが盛り込まれていることなどから、平成 31 年 4 月 1 日時点での特別養護老人ホームの入所申込者の状況を把握するための調査を実施することとしていますので、御協力をお願いします。

これまでもお願いしているところですが、各都道府県におかれましては、市町村との連携の下、特別養護老人ホームへの入所申込者の実態を的確に把握する観点から、重複申込みの排除や死亡者・既入所者・他都道府県からの申込者の除外等の作業をより一層徹底していただくよう重ねてお願いします。

なお、今回調査では、前回調査から一部見直しを実施していますので、詳細については今月下旬を目途に各都道府県あてに発出する調査依頼をご確認ください。

5. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

(1) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。

養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用をお願いしたい。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、運営費及び30人以上の定員の施設に係る整備費が一般財源化され、現在では地方交付税により財政措置（※）がなされている。一般財源化以降は、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を技術的助言として示しつつ、各自治体の判断でこれらを改定いただいている。

なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームが役割を適切に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であり、本年10月に予定されている消費税率の引上げに係る地方財政措置の対応につき、地方交付税において措置する予定であることを踏まえ、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密接な連携を図りつつ、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、適切な改定をお願いしたい。

※ 地方交付税の算定で必要となる単位費用（地方自治体が標準的な行政を行う場合に必要一般財源の額）に計上するとともに、養護老人ホームの被措置者数に応じた補正や平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することにより、各地方自治体の需要額に算定することが可能となっている。

(2) 社会保障・税番号制度<マイナンバー>関連

老人福祉法による措置を行った市町村は、被措置者の前年の収入に応じて措置に要する費用を徴収することとされており、これまでは、本人等から年金関係情報が確認できる書類等を提出してもらう必要があったが、今後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」第 19 条第 7 号に基づき、情報連携ネットワークを使用して、日本年金機構等に対して、年金関係情報を照会することが可能となった。

今後のスケジュールとしては、本年 6 月以降の一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定であり、試行運用の実施前に、年金関係情報の取扱いに関する留意事項（情報照会の事務に用いるマニュアル）をお示しすることとしているので、御了知願いたい。

(3) 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」の推進については、これまでも、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところ。

一方で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、

- ・受審促進に向けた数値目標の設定
- ・受審に係るインセンティブの強化
- ・第三者評価の利用者選択情報としての位置づけ強化

等について、取り組むべきことが指摘されたことを踏まえ、平成 30 年 3 月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」等の改正を行うとともに、本年度、介護サービス情報公表システムにおいて、事業者の同意に基づき、「総評」や「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載するためのシステム改修を行ったところ。

各都道府県におかれては、御了知いただくとともに、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、受審の促進に努めていただくようお願いする。

(参考) 主な高齢者福祉サービスにおける第三者評価事業の受審状況 (平成 29 年度)

○全国の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	平成 29 年度 受審数	全国施設数	受審率	平成 29 年度迄 の 累計受審数
特別養護老人ホーム	501	7,891	6.35%	5,867
養護老人ホーム	40	959	4.17%	545
軽費老人ホーム	36	2,302	1.56%	425
通所介護	221	23,597	0.94%	2,826
訪問介護	80	35,311	0.23%	1,136

※全国施設数は「平成 29 年社会福祉施設等調査報告」「平成 29 年介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数

6. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日 介護保険部会）及び「平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成 29 年 12 月 18 日 介護給付費分科会）において、介護保険制度の持続可能性の観点から、制度の改正について明記されたところである。

具体的には、利用者が適切な貸与価格で福祉用具を選択する観点から、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設定する
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する

等といった取組を平成 30 年 10 月（複数商品の提示等は同年 4 月）から実施しているところである。

これら改正内容の適切かつ円滑な実施に向けては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具関係団体等とも連携を図りつつ取り組んでいるところであるが、各都道府県におかれても、下記について、改めて御了知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日 老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしている。

商品ごとに貸与価格の情報を把握するためには、商品コードを誤りなく正確に記載いただくことが必要であることから、各保険者においても、適切な介護給付費請求の観点から、必要に応じて記載内容を福祉用具貸与事業者等に照会するなど確認を行っていただくことが重要である。

また、実際の商品コードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付与・公表を行っており、商品コード一覧は毎月当法人のホームページで更新されているので、福祉用具貸与事業者においては、確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、これらの内容について周知徹底いただくようお願いする。

<商品コード一覧（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）>

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成 30 年 7 月 13 日事務連絡）でお知らせしているとおおり、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページで一覧を公表しているのので、福祉用具貸与事業者においては、本内容を確認いただくようお願いする。

また、平成 31 年度以降、新商品についても、3 か月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うこととしているので、あらかじめ御了知いただくようお願いする。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

③ 消費税増税に伴う対応

上記のとおり、貸与価格の上限については設定・公表しているが、本年 10 月に予定されている消費税増税に伴う取扱いに関し、「2019 年度介護報酬改定に関する審議報告」（2018 年 12 月 26 日社会保障審議会介護給付費分科会）においては、「本年 10 月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引上げることが適当である」との内容が盛り込まれたところである。

審議報告を踏まえ、今後必要な対応を行うこととしているので、あらかじめ御了知いただくようお願いする。

(2) その他（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応）

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号）において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したところである。

こうした中で、今般、独立行政法人製品評価技術基盤機構から、平成 30 年中に踏切で発生した死亡事故が 5 件確認されたことを踏まえ、注意喚起がなされているので、各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に周知いただくとともに、改めて事故防止に向けた対応についてお願いする。

なお、対応に当たっては、以下についても参考とされたい。

<踏切での電動車いすの死亡事故が多発～今年に入って既に 5 件発生～>

（独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs181220.html>

<ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業>

（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ）

<http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756>

<福祉用具シリーズ Vol.13 (電動三輪車四輪車使い方手引き)>

(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html

<福祉用具ヒヤリ・ハット情報>

(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

<電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ(動画)>

(電動車いす安全普及協会ホームページ)

<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>

(3) 住宅改修の見直しについて

住宅改修については、「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日介護保険部会)を踏まえ、「「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について」(平成30年7月13日老高発0713第1号)において、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式例(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)をお示ししているほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の保険者等に周知いただくとともに、適切な実施について願います。

福祉用具貸与の見直し

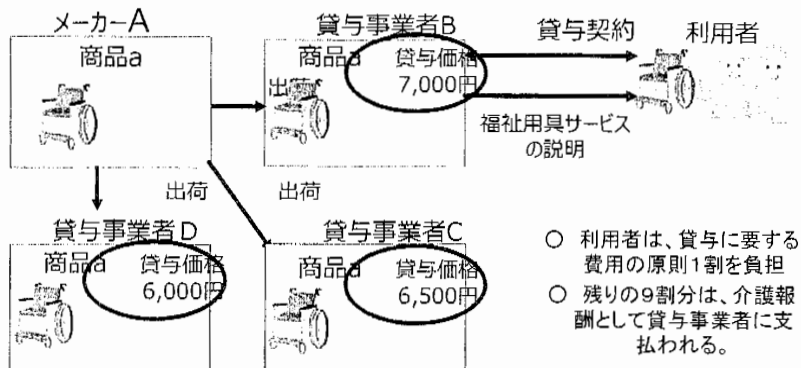
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

*福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の原則1割を負担
- 残りの9割分は、介護報酬として貸与事業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

社保審一介護給付費分科会
資料抜粋(平成30年1月26日)

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
 なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

住宅改修の見直し

見直しの方向性

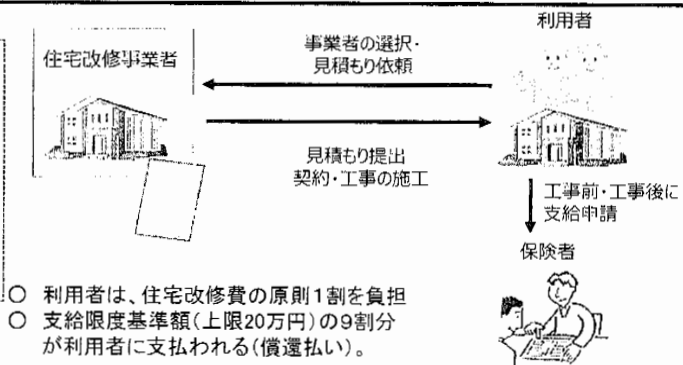
住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

○ 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類（理由書や見積書類）を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。

○ 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

*住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

7. 介護ロボットの推進について

(1) 介護ロボットの開発・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズが増大していく中で、高齢者の生活の質の維持・向上や介護者の負担軽減に資する観点から、その活用が期待されている。

昨年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、介護分野において講ずべき施策として、「利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組、現場ニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を進める」といった内容が明記されたところである。

厚生労働省においては、介護ロボットの開発と普及の好循環を実現できるよう、必要な取組を進めていくこととしている。

(2) 介護ロボット関係事業について

平成31年度においては、介護現場のニーズを介護ロボットの開発内容に反映させるほか、効果的な介護技術を構築するなど、各段階で必要な支援を行うため、「介護ロボット開発等加速化事業」を実施することとしている。

また、介護施設等における介護ロボット導入を促進するため、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）を活用し、「介護ロボット導入支援事業」を実施しているところである。

具体的な事業概要については、以下のとおりである。

① 介護ロボット開発等加速化事業 <平成31年度予算(案)4.8億円>

介護ロボット等の開発・普及について、介護現場と開発企業の協議を通じ、着想段階から現場のニーズを開発内容に反映させるほか、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

(ア) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業

平成30年度においては、開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を全国50箇所に設置したところである。

加えて、平成31年度においては、新たに介護ロボットの体験展示や試用貸出、研修会の開催など、その普及に向けた取組についても全国規模で実施することを予定しているため、各都道府県におかれては、これらに積極的に参画いただくようお願いする。

(イ) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット等の開発が促進されるよう、試作機器等について、専門職が専門的なアドバイスを行うアドバイス支援、介護現場で実証を行うモニター調査等を実施することにより、介護ロボット等の実用化を促す環境を整備する。

(ウ) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属し、介護現場や開発企業と連携して取り組むことができる事業機関を公募の上、介護ロボットの導入から実証までを総合的に支援する。

② 介護ロボット導入支援事業

介護ロボットの普及促進策として、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）で実施する事業の一つに本事業を設け、介護施設等に対する介護ロボットの導入費用の助成を行っている。

平成 30 年度からは、補助額を 1 機器あたり 10 万円から 30 万円（60 万円未満のものは価格に 2 分の 1 を乗じた額が上限）に増額したほか、対象範囲についても、コミュニケーション及び介護業務支援を追加しているので、引き続き、各都道府県におかれては、本事業の積極的な実施をお願いします。

(3) 夜勤職員配置加算の算定（介護ロボットの活用の促進）について

平成 30 年度介護報酬改定では、特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設けたところである。

具体的には、特別養護老人ホーム又は短期入所生活介護において、

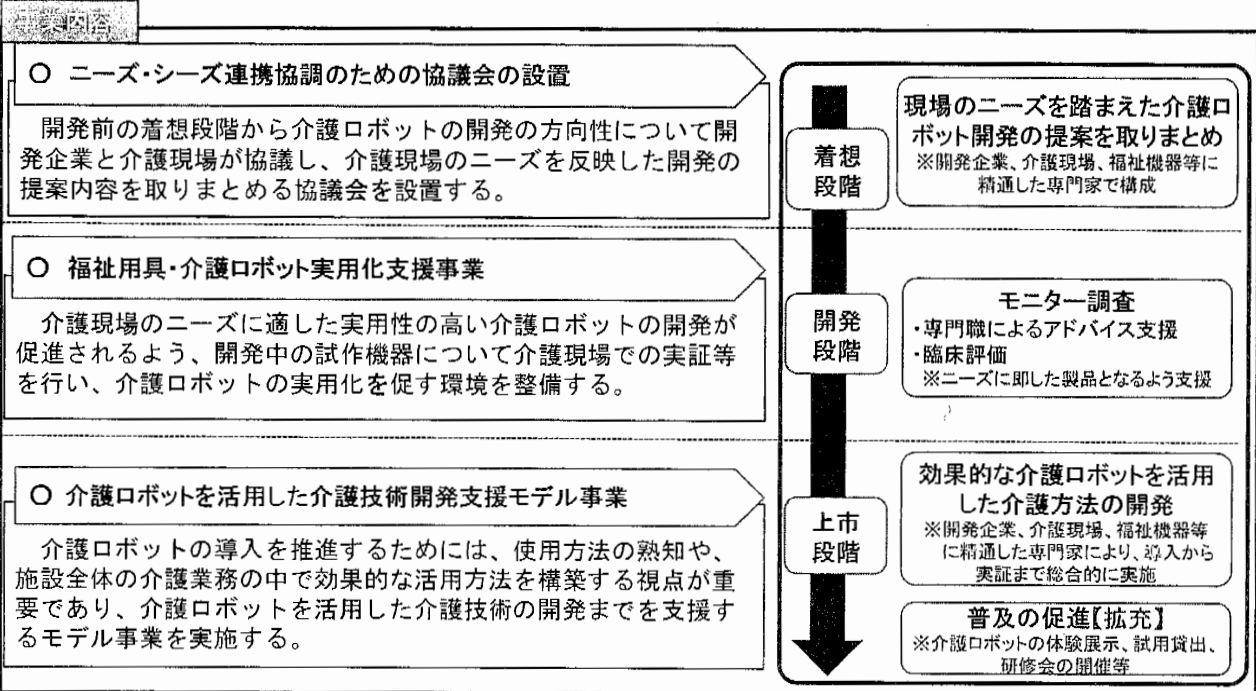
- ・夜勤時間帯の夜勤職員数について、最低基準+0.9 名分の人員を多く配置していること
- ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15%以上に設置していること
- ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること

を要件として、夜勤職員配置加算の算定を可能としたところであり、見守り機器の効果的な活用について検討をお願いします。

介護ロボット開発等加速化事業

平成30年度予算 平成31年度予算案
3.7億円 → 4.8億円

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。



介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

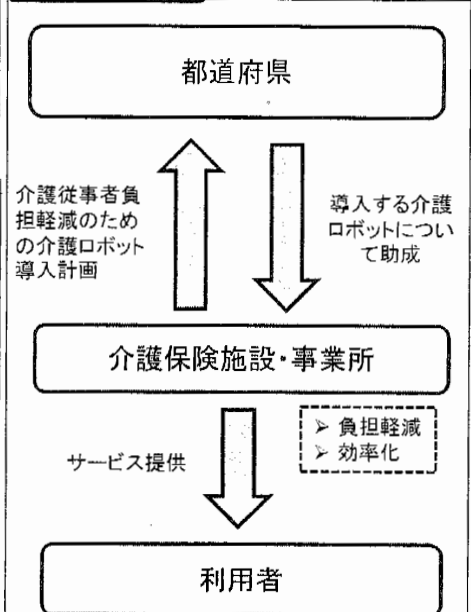
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
<記載内容>
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことと他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額
1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



- 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について見直しを行う。

現行の夜勤職員配置加算の要件

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：
夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。

見守り機器を導入した場合の
夜勤職員配置加算の要件

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：
夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

